

◆ 第6回 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会 ◆

《 会 議 録 》

主催：石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

会場：浜益村交流センターきらり

日時：平成15年11月27日（木）13:00～16:00

第6回 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議録

開催日時：平成15年11月27日(木) 13:00～16:00

開催場所：浜益村交流センターきらり

【出席委員】(敬称略)

会長 田岡 克介  
副会長 牧野 健一 木村 康美

委員

福沢 和夫	工藤 榮一	加納 洋明	高田 静夫	中野 文能
堀 弘子	熊倉 正博	長原 徳治	池端 英昭	河合 英治
河合 雅雄	田村 嘉瑞	阿部 政二	成田 一夫	佐々木友治
神田 一昭	岸本 正吉	羽立 福光	越智 正男	酒井 敏一
山根 利子	村重 節子	佐藤 豊治	小林 義行	浅井 秀樹
小池 弓夫	坪田 清美	藤原 市子	伊藤 一治	相原 一男
鈴木日出男	桐山 和郎	後藤 崇	大山 弘行	石橋 千春
佐藤 克廣	田中 宣律			

監査委員

土門 隆一 北嶋 富作

【欠席委員】(敬称略)

神崎 征治 飯尾 亜紀仁 沢田 富男 中村 東伍 岸本 アイ

【幹事会】

青野 誠	谷本 邁	大原 嘉弘	四宮 克	河地 良一
村中 誠治	野 昭夫	岡林 位和	秋村 一郎	赤間 聖司

【行財政専門部会】

三国 義達 尾山 忠洋 宮田 勉

【住民福祉専門部会】

吉田 英洋	藤田 隆	高松 幸二	有田 英之	加藤 光治
熊谷 隆介	村本 慶幸	向井 邦弘	小林 薫	坂本 汎

【經濟産業専門部会】

加藤 秀樹      松本 博      桜田 雅人      配野 秀樹      佐藤 正巳

【事務局】

工藤 泰雄      清水 敬二      松儀 倫也      佐々木大樹      富木 則善  
中村 裕一      江部 靖

【傍聴者数】      15名

## 議事日程

1	開 会.....	4 頁
2	会長挨拶.....	4 頁
3	副会長挨拶（開催地）.....	4 頁
4	報告事項	
	報告第 1 号 新市建設計画小委員会経過報告.....	5 頁
	報告第 2 号 地域自治組織等小委員会経過報告.....	6 頁
5	協議事項	
	協議第 1 号 医療給付関係（継続）.....	13 頁
	協議第 2 号 保育所関係（継続）.....	16 頁
	協議第 3 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い.....	17 頁
	協議第 4 号 財政関係.....	18 頁
	協議第 5 号 環境対策関係.....	19 頁
	協議第 6 号 漁港施設関係.....	20 頁
	協議第 7 号 公園関係.....	21 頁
	協議第 8 号 商工業関係.....	22 頁
	協議第 9 号 観光関係.....	32 頁
6	その他	
	（ 1 ） 第 7 回会議の開催日程等について.....	39 頁
7	閉 会.....	40 頁

## 1. 開 会

工藤事務局長：進行を務めさせていただきます事務局の工藤でございます。

それでは、ただいまより第6回石狩市・厚田村・浜益村合併協議会を開催させていただきます。

本日の日程は、配付の会議次第のとおりでございます。

## 2. 会長挨拶

工藤事務局長：初めに、合併協議会の会長の田岡克介石狩市長よりご挨拶を申し上げます。

田岡会長：皆さん、こんにちは。

皆さん方におかれましては、本当にお忙しい中、しかもだんだん暮れが迫ってまいりまして何かと気ぜわしい中、ご参加をいただきましてありがとうございます。

協議会の方も、段を重ねるごとにさまざまな問題が見えてきたり、それから今後の運営のあり方などについても、基本論というものを耳にするようになったり、それから、また一方で国の方から、私どものこの議論を方向づけるかもしれないほどインパクトの強い答申案というものが出され、来年度の国の予算中の審議会の答申というの、建議という形で出されておりますが、中身を見ても、どちらを見ても大変厳しい時代を反映する審議内容、答申案になっております。

私どもは、こういった周辺の概況というものに敏感にならざるを得ないということとはもとより、やはりこの3自治体のオリジナルな、私たち3つの自治体がどうなっていくのだという、凝縮した方向性というか、目線をこれから持ちつつ議論を進めていければなというふうに思っております。

前は、問題がふくそういたしまして議論の整理ができないということで、臨時的な小委員会といいますが、そちらの方に議論をゆだねたというところもありますが、また、そちらでも大変いい議論がされたというふうに聞いて、今日報告をさせていただきますので、これらの議論も踏まえながら、当協議会の役割というものを外さない中で、ぜひ議論を集約していきたいというふうに考えておりますので、皆さんのご協力をいただきたいと思います。

また、審議の中で、場合によってはお話をさせていただくことになるかもわかりませんが、各事業別の一つひとつの細かな議論というものを、もっと総括的にできないかという話も出てきております。逆に言うと、地域内自治制度というものをもっと議論を重ねて、あるいは地域内の基金というものを必要とするのか、必要としないのかと。基金運営の中でゆだねられる事業もあるのではないかなというようなことも含めて、ここに全部そのものをテーブルにのせることがいいのかどうかというようなことも、場合によっては議論の中でお話をしていただければなというふうに思っております。

いずれにしても、回を重ねて、さまざまな当協議会の運営の方式とか、それからどう持っていくかという目線が見えてきたのではないかなというふうに思っておりますので、今日事務局で用意させていただきました議案案件は、当然それぞれ確認をさせていただきますが、そういうことも含めながら、今ちょうど3首長でそんな話も実はさせていただいていたところでもありますので、ぜひその辺も含みおきながら議論を進めさせていただければと思います。

以上、簡単ですけれども、会議に当たってのご挨拶にさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

## 3. 副会長挨拶

工藤事務局長：続きまして、開催地であります当協議会副会長、木村康美浜益村長、お願いいたします。

木村副会長：皆さん、こんにちは。

回を重ねて、今日第6回目の合併協議会ということでございます。思い返してみますと、ちょうど1年前、12月の25日、法定協議会の調印式が行われました。その間、粛々とまではいきませんが、時々つまづきながらも第6回を迎えることができたということは、なぜか感慨深いものがございます。

私は、合併そのものは、やはりお互いの利益がなければならないと。お互いがともに栄えなければならないというふうにも考えております。やはり、その地区、地区には、それぞれいい面、そしてまた、ほかにもないもの、たくさんございます。そういうものを、やはり私どもは大事にしていかなければならないのかな、また、大事にしてもらわなければならないのかなというふうにも考えております。

今、会長の挨拶の中にありましたけれども、条例1つで6時間も7時間も激論を闘わせたという話も聞いておりますけれども、これはもう私は精神的にも体力的にも職員の人方が倒れてしまうのではないかと、そんな心配さえしております。大変苦勞を重ねてここまで来たわけでございますけれども、これからやはり合併の問題については、お互いを尊重し合う、相手を尊重し合う、地域、地域の特性を尊重してもらえる、そんなやはり合併協議会の中身でなければならないのかなと、そんなふうに考えております。

私ども、石狩市の委員さんの中には、大変私どもに配慮をしてもらえる発言が多いなというふうに思っております。決してゴマをするわけではございませんが、実感として私はそう思わせてもらっておりますから、大変心強く、また感謝をしておるところでございます。今日はまた、有意義な協議会になってもらえればと、そんなことを願いながら一言ご挨拶にかえさせていただきます。

今日はどうもご苦勞さまでございました。

工藤事務局長：どうもありがとうございました。

それでは、これから会議を始めるわけでございますが、規約第10条第1項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要になっておりますが、正副会長を含め委員45名中40名の出席をいただいておりますので、定足数を超えておりますので、会議は成立しております。

また、規約第10条第2項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの進行は会長にお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

#### 4. 報告事項

田岡会長：それでは、内容に入らせていただきます。

最初に、報告第1号 新市建設計画小委員会の経過報告を、小委員会の委員長の加納委員よりお願いしたいと存じます。

加納委員：報告第1号 新市建設計画小委員会の経過報告についてご報告をさせていただきます。お手元の議案の2ページをごらんいただきたいと思います。

11月6日、浜益村議会議場で開催した第6回小委員会には、委員15名中13名が出席、新市将来構想(素案)のうち、第1章現状と課題の部分に行政組織等の内容を追加することの確認とともに、協議事項として、前回委員会に引き続き、新市のまちづくりの将来像の骨格案の検討・協議を行い、一部事務方による再検討をすることとした上で原案を確認しております。また、財政シミュレーションの1次推計についても、原案どおり承認をしております。

なお、この財政シミュレーションについては、後ほど事務局から説明をいただきたいと思います。

次に、11月12日、石狩市議会第1委員会室で開催した第7回小委員会には、委員15名中11名が出席し、協議事項として、骨格案を具体化し、第3章及び第4章本文として明文化した素案についての検討・協議を行い、一部必要な手直しを加えることとして、総体で原案どおり承認することを確認しており

ます。

以上、前回の協議会以降開催いたしました新市建設計画小委員会の経過報告を終わります。

田岡会長：ありがとうございました。

続きまして、報告第2号 地域自治組織等小委員会の経過報告を佐藤委員よりお願いいたします。

佐藤委員：報告第2号 地域自治組織等小委員会の経過報告につきましてご報告をさせていただきます。お手元の議案の4ページをごらんください。

去る10月30日に厚田村議会議場におきまして行われた、第2回小委員会の開催の結果につきましてご報告いたします。

初めに、当委員会に付託されております協議項目、組織及び機構の取り扱いのうち、支所・出張所制度について事務局より説明を受けました。次に、協議事項として、目指すべき地域自治組織等に関する提言、もう一つは、望まれる支所機能に関する提言につきまして、出席委員による意見発表を行いました。

続いて、報告事項ですが、平成15年10月17日に総務省より地方制度調査会に提出された資料に基づき、事務局より地域自治組織制度の基本的考え方、地方税財政のあり方について説明を受け、熱心な質疑が繰り返され、理解を深めました。

最後に、各委員が抱く地域審議会や地域自治組織について自由に意見の交換を行い、今後の協議の方向性について検討いたしました。

以上、前回の協議会以降開催いたしました地域自治組織等小委員会の経過報告を終わります。

田岡会長：ありがとうございました。

2つの報告をいただきましたが、最初の報告第1号で、新市建設計画小委員会の経過報告でもされましたように、財政シミュレーションが同委員会で承認をされたということになりました。この財政シミュレーションは、小委員会で新市将来構想が固まってから、当協議会で将来構想を協議する際の添付資料とされておりますが、今後の合併協議に当たって非常に大きな要素を含んでおりますので、あらかじめ委員の皆様への情報提供といたしまして、事務局よりこの内容について説明をさせていただきたいと存じます。

事務局（佐々木）：私、事務局の計画班、佐々木と申します。よろしくお願いたします。

私の方から、お手元のこちらの資料、財政シミュレーションにつきまして、スライドにより説明いたします。大変恐縮ですが、会場の電気を今暗くさせていただきました。画面に映っているあちらのスライドで説明いたしたいと思います。

この財政シミュレーションは、現在、新市建設計画小委員会で審議を進めております新市将来構想の添付資料といたしまして、11月6日に開催いたしました第6回小委員会で承認されたものでございます。合併しない場合の今後の各市村の財政状況ですとか、合併するとした場合の新市の財政状況は、新市将来構想、それから新市建設計画の策定におきまして非常に密接な関わりを持っているものでございまして、特に、新市建設計画における財政計画の基礎ともなるものでございます。このことから、このたび各市村、それと合併した場合の財政シミュレーションを作成したところでございます。

合併するとした場合、しない場合、この双方の財政状況がどうなっていくのかということにつきまして、住民の皆さんへ情報提供として非常に必要なことであると考えております。

初めに、財政シミュレーションの進め方につきましてご説明いたしたいと思います。

この財政シミュレーションは、地方自治体の主たる財政状況をあらわします普通会計について作成しております。まず、合併しない場合、市村別の財政シミュレーションについてでございますけれども、現在3市村が行っております諸施策を今後とも継続することといたしまして推計方法を統一し、各市村の財政見通しを立てたもの、こちらを1次推計として作成しております。この1次推計は、各市村が現状のまま

推移した場合の比較検討をするためのものをごさいますて、今後は各市村それぞれにおきまして、この1次推計をベースとして、実行可能な財政健全化や行政改革の検討などによりますシミュレーション、こちらを2次推計として行い、合併しない場合の姿として住民に情報提供をしていくこととしております。

次に、合併するとした場合の合併の財政シミュレーションについてでございますけれども、先ほどの市村別の1次推計を基礎といたしまして、仮に合併した場合の新市の財政状況をシミュレーションしたものを1次推計としております。先ほどの市村別の1次推計とあわせて、新市将来構想の添付資料といたしたいと考えているものでございます。

この合併するとした場合の1次推計では、現在協議を進めていただいております事務事業の調整、その結果や、今後将来構想に引き続いて作成することといたしております新市建設計画、この内容は反映しておらず、市村別の1次推計の合算を基本といたしまして、必要に応じて再計算、国の財政支援などの合併効果を加味した内容となっております。今後は、この1次推計をベースといたしまして、事務事業の一元化の調整結果ですとか新市建設計画の内容を反映させました2次推計を作成していくこととしております。

それでは、市村別の財政シミュレーションについて説明をさせていただきます。

初めに、推計に当たっての主な考え方についてでございますが、推計全般に関しましては、平成15年度の決算見込みや過去の決算状況などを基本としておりますが、自治体の1年間の収入であります歳入のうち、地方税及び地方消費税交付金におきましては、将来人口の推計結果による増減や税源配分の見直しによる増を考慮いたしますほか、自治体の歳入の大きなウエートを占めます地方交付税等には、普通交付税と同様の効果を持つ臨時財政対策債を含めて算定することとしております。この臨時財政対策債相当額は、平成16年度以降の10年間で削減されることとしております。この税源配分の見直しによる増、それから地方交付税等の削減などにつきましては、いわゆる国の構造改革の三位一体改革に基づく推計となっております。なお、特別交付税につきましても、普通交付税と同様に縮減していくものと仮定しております。

次に、自治体が1年間に必要とする支出の合計、歳出につきましては、普通建設事業費の1%を維持補修費として見込むほか、扶助費や繰出金のうち高齢者に関するものにつきましては、将来人口の推計結果における高齢者の伸び率、こちらを考慮するなどしております。

また、自治体の借入金の返済でございます公債費につきましては、各市村における見込額を計上しております。

そのほか、この1次推計の考え方につきましては、お手元に配付しております資料の2ページに詳しく記載しておりますので、後ほどゆっくりとごらんいただきたいと思います。

ここから、市村別の財政シミュレーションにつきまして、各市村の状況をグラフにより説明いたしたいと思ひます。

まず、こちら、グラフの説明が出ておりますけれども、このグラフにおきまして歳入引く歳出(収支)、こちらのピンク色の部分でございますけれども、こちらは赤字の場合の基金からの繰り入れですとか、黒字の場合の基金への積み立てということは見込んでいない純粋な単年度の収支ということとなっております。次に、収支累計、こちらですね、今出てまいりました青色の部分ですけれども、こちらは赤字・黒字の翌年への繰り越しを行わず、実質的な赤字や黒字の累計を示すこととしているものでございます。

なお、推計期間につきましては、合併するとした場合との比較のため、平成16年度末に合併するとした場合に、国の財政支援が終わり、財政がほぼ平準化すると考えられます平成32年度に対応した期間となっております。こちらが32年ですね。こちらが16年ということとなっております。



初めに、石狩市の1次推計の結果についてでございますけれども、先ほどシミュレーションの進め方でご紹介いたしましたとおり、現在行っている諸施策を継続し、現状のまま推移していくとした場合におきましては、平成15年度決算から単年度の赤字が見込まれておりますけれども、こちら平成28年度からは単年度が黒字に転ずる見通しとなります。また、収支累計の赤字につきましては、こちらの平成28年度以降減少傾向には転じますが、シミュレーション最終の平成32年度におきましても累積赤字は解消しないという見込みとなっております。

続きまして、厚田村の1次推計でございます。同じく現状のまま推移するとした場合におきましては、平成15年度決算から赤字のまま、シミュレーション最終の平成32年度まで、単年度の収支は黒字に転ずることなく推移していくことが見込まれており、また、累積赤字も増加傾向を続ける見込みとなっております。

最後に浜益村の1次推計でございますけれども、浜益村におきましても、現状のままとした場合、厚田村と同様に平成15年から赤字が見込まれておりまして、シミュレーション最終の平成32年度まで、単年度の収支は黒字に転換することなく推移していくことが見込まれております。また、累積の赤字も増加傾向を続ける見込み、このようになっております。

次に、合併シミュレーション1次推計につきましてご説明いたします。

推計全般に関しましては、先ほどご説明いたしましたとおり、市村別推計の合計を基本としておりますけれども、歳入において合併算定替、合併特例債の償還費の普通交付税算入、特別交付税措置、合併市町村補助金など国の合併支援措置を加味するとともに、歳出の面におきましては職員給などの人件費、光熱水費や物品の購入費などの物件費などの支出の削減効果について考慮しております。このうち合併算定替とは、合併した場合の急激な普通交付税の減少を緩和するために、3市村が合併せず存続したものと仮定して算定した普通交付税を10年間保証するというものでございまして、その後5年間の経過期間、経過措置におきまして、段階的に低減させるという国の財政措置でございます。

また、自治体の借入金でございます地方債におきましては、新市建設計画の期間である平成17年度から26年度の10年間に、建設事業分、いわゆるハード事業分に係ります合併特例債を見込むこととしており、3市村の既存事業を合併事業として再構築することとして、全体の発行可能額の約136億円の2分の1、約70億円を見込んでおります。また、合併特例債による基金の積み立て分といたしまして、平成17年度に約18億円を見込んでおります。

このような推計の考え方により行った、合併するとした場合の財政シミュレーションについてご説明いたします。

合併前の平成16年度までは大きな単年度赤字が発生いたしておりますが、合併後は国の財政支援や職員の減少などにより経費の減少により赤字幅は圧縮されていき、平成23年度からは単年度収支も黒字に転じることが見込まれます。その結果、平成29年度には収支累計も黒字に転ずることが見込まれております。

次に、合併の効果についてでございますが、これまで説明した1次推計の結果から得られると見込まれる、合併するとした場合の効果を取りまとめますと、まず主な節減効果といたしましては、大きくまとめましてごらんのとおりとなります。また、国の財政支援措置につきましてもごらんのとおりとなっております。こちら、節減効果、支援措置、この詳細につきましては、お手元の資料の13ページから14ページにおきまして詳しく掲載してございますので、こちらにつきましても後ほどごらんいただきたいと思います。

なお、現時点では、新市建設計画や事務事業の調整がすべて確定していないことから、大まかな見込み

となっており、今後の2次推計におきましては、より具体的な合併による効果をお示しすることができるものと考えております。

最後に、本日配付いたしました資料の15ページ以降には、自治体の貯金でございます基金の状況、自治体の借入金の残高であります地方債残高の状況、また、これまで説明でわかりにくい言葉、こちらをまとめました主な財政用語の説明を掲載しておりますので、今後ご参考といたしましてごらんいただきたいと思っております。

以上で、本日配付いたしました財政シミュレーション1次推計の説明を終わらせていただきます。

田岡会長：続きまして...はい、どうぞ。

長原委員：ただいま新市建設計画小委員会において財政シミュレーションについて承認というご報告もあり、内容のご説明も今事務局からあったところでございます。ただ、ここで私申し上げておきたいのは、新市建設計画小委員会での、この財政シミュレーションの議論は、閉会の5分前にこれが議題になりました、その後少し時間延長して30分程度意見のやりとりがあったわけですが、決して十分な議論がこの中で行われたということではなかったということも、あわせて状況として私はご報告を申し上げておきたいと思っております。

また、あわせて、この合併シミュレーション自体はいろいろな仮定の上に基づいてつくられているもので、果たしてここまで交付税が、臨時財政対策債が全額なくなってしまうというほどに削減されるものかどうかということを含めて、大変いろいろな仮定要素の上に乗ってこれはつくられているものであるということと、合併しなかった場合のシミュレーションというのは相当厳しく、歳入面にも厳しく見ている。一方、歳出についてはほとんど減らさないという見方をしている。合併した場合のシミュレーションについては、歳入面はかなり手厚く見て、歳出面はそれなりに、例えば普通建設事業は20億円程度に抑えるとか、15年度、16年度、17年度は別ですが、その後は約20億円程度に抑えての支出を見込むなど、それなりの見方、仮定の上に乗っているということになるわけで、必ずしもこの表が、合併した場合のシミュレーション、合併しなかった場合のシミュレーションと同一の水準レベルで、同一のレベルで必ずしも比較検討の材料になるのかどうかという点についても、もう少し吟味が必要と私は思いますし、その意味では、必ずしもこのシミュレーションが全会一致で、「いいですね」、「このとおりですね」ということで承諾されたものではなかったということについても、一言発言をさせていただいておきたいと思っております。

以上でございます。

田岡会長：よろしいですか、小委員会の皆さん。反論があったらどうぞ。ございませんか。

はい、どうぞ。

池端委員：私も同じ委員会にいますが、個人の委員さんとして長原さんのようなご意見があったことは、これは確かでございます。ただ、1次推計の仕方とかそういう部分ではなく、数値的な部分の判断材料という部分では確認したというふうに私は認識しております。この後多分2次推計、それなりにまたいろいろな事業だとかそういう部分を加味した上で、その推計をまた見守りながら議論をしていくということの認識に立っておりますので、全くうちの委員会で否定したとかそういう話でもありませんし、承認というような確実な部分ではないでしょうけれども、そのような認識でいるということを私の方から意見させていただきます。

田岡会長：ほかにございませんか。

承認というと何か非常にイメージが硬くなってしまうのですけれども、一つの理論値ですね。そのことを例えば言わないで、理論値だということを説明しないで、あたかもこのようになるがごとくもし説明し

たら、お叱りは当然受けると思いますけれども、一定の理論値なのだという前提も説明した上での話です。これ前提は何通りでもあります。ですから、一つの理論値でやったらこういうふうになるということでもあります。このとおりになるかならないかというのはまた、2次推計がよりその答えを明確に出すというくらいで押さえていただければと思っております。

しかし、全体的なイメージというのはインプットされてくるのではないかということはありませんけれども、なぜこのタイミングでこういうものを議論をしたり資料として出したかということは、やっぱり一方で財政のシミュレーションの予測値というものをある程度、理論値であろうが持って議論に参加することと、それから、お金の出どころがよくわからないのだという形で議論するのは、多少違うのではないかとということもあって、このタイミングで出させてもらっているということをご理解いただければと思います。そんなに特別、意図的にこれをつくり上げたということではないことは、委員の皆さん方はもう十分ご理解の上でご助言をいただけたというふうに思っております。

それでは、特にございませんでしたら、進めさせていただきたいと思っております。

続きまして、前回の協議会で、各種事務事業の取り扱い（議会関係）及び各種事務事業の取り扱い（保健サービス関係）の2件について協議調書を修正することといたしまして、その案件は確認されておりますが、修正した協議調書につきまして、その内容を事務局から説明をさせます。

また、前回の協議会において整わなかった、話し合いが未整理でありました医療給付関係及び保育所の関係について、私から提案をさせていただきました合併協議会の本質論というか、どういったサービスの目線を持ち得るかという基本論にもう一度立ち返って、2つの案について基本論を含めながら議論をして1つの方向性を出すことも必要ではないかという提案に皆さんからご賛同をいただき、小委員会のような形のものをご承認いただきました。つきましては、その内容についても、資料等に基づきましてあわせて説明をさせていただきたいと思っております。

事務局、お願いします。

事務局（中村）：事務局の中村です。よろしくをお願いします。

まず、議案の5ページから16ページの関係であります。前回の協議会において修正することとなっております。前回の議会関係と保健サービス関係の2件であります。案件の内容については確認されておりますので、修正した箇所についてご説明いたします。

議案の6ページをごらんください。

右上に点線枠で囲っております部分です。第5回協議会で提案、そして確認、第6回協議会で修正版を提出しております。修正した箇所ですが、個表の8ページをごらんください。3、関係団体（協議会等）において、取り扱いの異なる団体について表を分けて記載いたしました。前回の協議会の中で、浜益村でも北海道森林・林業林産業活性化促進議員連盟に加入しているということでしたので、追加して記載しております。厚田村で加入している森林交付税創設促進議員連盟を含めまして、「新市において加入を検討するものとする。」としております。

そして、総括表に戻りまして、3、関係団体（協議会等）の具体の取り扱いで、ただし書きの部分を追加しております。「石狩市の加入団体は引き続き加入するものとし、厚田村及び浜益村の加入団体は脱退するものとする。ただし、厚田村の加入する森林交付税創設促進議員連盟、厚田村及び浜益村の加入する北海道森林・林業林産業活性化促進議員連盟は、新市において加入を検討するものとする。」としております。

続きまして、保健サービス関係の修正箇所ですが、個表の11ページ、2、各種検診事業の乳幼児歯科検診の石狩市と厚田村の検診料の説明について、浜益村と同様の記載内容といたしました。

めぐりまして12ページ、肝炎ウイルス検診の厚田村と浜益村の検診料の説明について、石狩市と同様の記載内容といたしました。

最後に、16ページの自己負担額等一覧表であります、一番下、子宮がん検診、頸部の負担額について、前回口頭により修正した部分についてもあわせて修正しております。

10ページの総括表には修正箇所はございません。

以上、修正箇所の説明であります。

工藤事務局長：それでは、続きまして私の方から臨時調整検討部会の設置の経緯などにつきましてご報告させていただきます。

前回、10月27日開催の第5回合併協議会におきまして、福祉関係協議のうち、乳児、児童及び生徒歯科医療助成事業及びへき地保育所関係の協議におきまして意見がまとまらなかったことにつきまして、ただいま会長が申し上げましたように、会長提案として、まとまらなかった2件の2つの問題だけではなく、小委員会等をつくり、合併協議の基本というか、本質論をいま一度きっちりと整理し、その結果から導かれる調整案を次回協議会に報告することで設置が承認されたものであります。

委員の構成などにつきましては、前回の協議会の中で幹事会などに一任されておりましたので、幹事会に諮りまして、名称を臨時調整検討部会といたしまして、各市村から推薦されました議会選出委員2名、学識経験者1名の合計9名の委員で部会構成を行い、住民サービス事業を検討する際の基本的な考え方について、及び住民サービスの基本的な考えをもとにした医療給付関係、保育所関係の協議をお願いすることとしたものであります。委員の名簿につきましては、資料2の臨時調整検討部会の報告書の6ページに記載させていただいております。

臨時調整検討部会は、11月11日、委員9名全員出席をいただきまして、石狩市で午前10時から開催されました。協議の経過につきまして、冒頭田岡会長が挨拶をさせていただきまして、会長退席の後、座長の互選を行いました。座長には石狩市の加納洋明委員を選出した後、住民サービスを検討する際の基本的な考え方について、及び住民サービスの基本的な考えをもとにした医療給付関係、保育所関係の協議を行っていただきました。

以上でございます。

田岡会長：ただいま事務局より説明がありました修正分の議会関係並びに保健サービス関係の2案については、前回の協議会でもう既に確認をいただいておりますが、文案につきましては本日配付させていただきましたので、委員の皆さんには大変お手を煩わすこととなりますが、差しかえ方をよろしく願いいたしたいと存じます。

また、事務局から臨時調整検討部会の設置に至る経過についての説明もありましたが、このことについては、座長に選任されました加納委員長より、その内容について報告をいただきたいと思っております。

委員長の報告に入る前に、今挙手がございましたので、どうぞ。

長原委員：1点だけ確認しておきたいと思っております。議会関係であります。

前回確かに確認した時点で気がつけばよかったのですが、私もちょっと気がつきませんで、後で気がついたことですが、石狩市議会には、市議会だけではないのですが、いわゆる政治倫理条例というのがあります。政治倫理条例も、これは条例全体は石狩市に引き継ぐと、制度に合わせていくという方向性ですので、当然この政治倫理条例も、議会関係としては今後全体としてそれが適用になっていくという方向性になるものと思っておりますけれども、そういった点がほとんど、協議事項といいますが、内容として出てこないもので、その点も具体化しておいた方がこれはいいのかなと思うものですから、ちょっと議論がフィードバックするようで申しわけありませんが、気がついた時点で発言をさせていただいておきたいと思っております。

以上でございます。

田岡会長：事務局から答えられますか、すぐ。

工藤事務局長：ただいま長原委員から申し出のありました政治倫理条例関係の協議ということにつきましては、今後、まだ提案されていません26-2-13で、行政庶務関係の中で協議をいただければと、このように考えております。

以上です。

田岡会長：それでは、加納座長、お願いいたします。

加納委員：臨時調整検討部会の座長を仰せつかりました加納でございます。私の方から部会の会議内容について報告をさせていただきます。

皆さんのお手元に行っていると思いますので、詳しいことについては皆さんのお手元に行っている内容の方が詳しく書いておりますので、全体としての説明とさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

ただいま事務局より部会の設置に至る経過などが説明されましたが、前回の第5回協議会で設置する運びとなった部会であります。この部会においては、合併協議の基本論、すなわち第1回協議会で確認されました事務事業の調整方針、5つの原則について再度確認をし、それを踏まえて、前回継続となりました医療給付関係と保育所関係について、協議をしていただくたたき台となる案を示すということが趣旨でございます。

会議の内容につきましては、皆さんのお手元に配付されております資料2、臨時調整検討部会報告書をごらんいただきたいと思います。要点を報告させていただきます。

まず、1、住民サービス事業を検討する際の基本的な考え方についてであります。5つの原則として、1ページ目に書かれております、1、一体性確保の原則、2、福祉向上の原則、3、負担公平の原則、4、健全な財政運営の原則、5、行政改革推進の原則、この5つの原則、そしてこの原則に基づき、議論のポイントとしてどこに軸足を置いて議論をすべきかについて意見交換を行ったところであります。

2ページ目に主な意見が記載されております。「新市として一体性を重視すべき」、「各論か総論かといえば、当然総論で協議すべき」、「5つの原則については委員皆さんが理解をしている」などでありました。部会としての意見集約は、合併協議に当たっては、第1回合併協議会で確認された事務事業の調整方針、5つの原則を踏まえて協議していくことを確認したところであります。

次に、3ページになりますが、2、第5回合併協議会継続協議項目の調整についてであります。まず、医療給付関係につきまして、前回継続となった要点であります、浜益村で実施している乳児、児童及び生徒歯科医療費助成事業の取り扱いが議論の焦点となりました。事務局より制度を廃止した経過について説明を受けた後、議論をいたしました。主な意見といたしまして、「健全な財政運営を考えるとやむを得ないのではないか」、「財政が許すのであれば、ぜひ続けたい制度だ」、「個人的には存続を希望する」などが出されました。部会として確認した内容は、一部委員からは制度の存続を求める意見が出されましたが、5原則を踏まえ、今後の財政運営等を考えるとやむを得ないとの意見が大半を占め、検討部会としては事務局調整案を修正することなく提案することを確認いたしました。

次に、4ページになります保育所関係についてであります。前回継続となった要点であります、へき地保育所事業の延長保育の取り扱いが議論の焦点となっております。事務局より延長保育の説明と、あわせまして保育料の考え方について検討した経緯の詳細の説明を受けた後、議論をいたしました。制度の内容について幾つかの質疑がありましたが、延長保育料の統一という調整案については特に問題にはならないのではないかとの大方の意見があり、部会としては事務局調整案を修正することなく提案することを確認

認しております。

以上、簡単であります、臨時調整検討部会の報告とさせていただきます。

以上です。

田岡会長：ありがとうございました。

私からは、加納座長を初め皆さん方に真剣なご議論をいただいたことを本当に感謝を申し上げたいと思っております。

## 5. 協議事項

田岡会長：それでは、本日の協議第1号 各種事務事業の取り扱い（医療給付関係）につきまして協議に入りたいと思います。

部会としての方向性につきましては、一部委員から制度の存続を求める意見が出されたことが報告されております。しかし、全体的な議論の中で、最終的に事務局調整案を修正することなく協議会に提案するということが確認されたということになってございます。こういった経過を受けまして、皆さん方から改めてご議論をいただければというふうに思っておりますが、何かご意見ございませんでしょうか。

どうぞ。

越智委員：前回の協議に続いて継続になっております乳幼児の歯科医療費の助成でございますけれども、今回臨時調整検討部会で確認されました内容につきまして、私は不満ではありますけれども、特に部会で確認された事項については反対をするものではございません。

今改めて申すまでもないことでありますけれども、いわゆる合併の趣旨といえますか、行財政改革が本柱となっております。また、合併の方式につきましても編入という、その原則がありますから、その原則に従った形で進めていかなければならないというふうに自分としても理解はしておりますけれども、この協議した内容を見ますと、例えば乳幼児の歯科医療助成につきましても、具体的な数字も出されておりますけれども、この数字が将来にわたって3市を含む石狩市のサービスにどれだけの財政負担になっていくのか。

私は、浜益村単独で考えれば、この3,700万円というのはとんでもない大きな数字に思えるのですが、3市村で考えた場合、私はそれほどでもない金額ではないのかなというふうに思っておりますし、また、子供が成長していく段階で歯の予防治療というのは、私は、石狩市も大変立派な条例というか、こういう支援措置も設けてございますけれども、浜益村におきましてもこの部分を非常に重視して存続した経過もあるのですね。私はその辺の重要性を考えて、やはり石狩市の条例が生きるのだ、厚田・浜益の条例は廃止されるという観点ではなくて、全部店晒したなざらしにして、その中でよく重要性といえますか、この辺を検討していただきたかったというふうに思っております。

私は、特に綱引きというか、そういう感覚はございません。やはりこういうもの、住民サービスに対する本当の部分、部分について、総論よりも各論をもっと重要視して判断してほしかったなというふうには思っております。これからもこうしたやりとりがたくさん出てくるものと思っておりますけれども、やはりケース・バイ・ケースで、その部分、その部分で本当に詳細にきめ細かく考えてほしい、議論してほしいというふうに思います。

これからのやりとりにつきましては、要するに合併する方とされる方の関係というのがあるのですけれども、やはり我々としては、これは特に大事だから残してほしいという、どうしても話し合いの原点というのは要望になってしまうのですよね。ですから、やはり基本となる石狩市におきましては、石狩市の皆さんにおきましては、もう少し寛大な気持ちになってその辺をご配慮願いたいなというふうに、これは私

の率直な気持ちでございますけれども、その辺も要望しながら申し上げておきたいというふうに思っております。

以上でございます。

田岡会長：ほかにございませんか。

長原委員：私も意見を申し上げたいと思います。

質問ですけれども、この検討部会におきまして検討された経過の中で、「この浜益の歯科助成制度を全体に実施する」という議論もあったのだらうと思うのです。同時に、「現在の浜益地域だけで、地域限定でこの制度を残す」と、こういう議論はその中では行われ、検討はなかったのでしょうか、あったのでしょうか。その点ちょっと最初にお聞きしておきたいと思います。

田岡会長：事務局から答えてください。

清水事務局次長：事務局の清水でございます。

部会の検討の中では、地域限定での存続というような議論というのは特になされていなかったと記録されております。

長原委員：前回の協議会の中で、私この点で発言をさせていただきましたが、その際私は大変地域的に非常にこれ大事だなというふうに感じましたのは、本年の2月に浜益の村議会で、村長さんからはこれを廃止したいという提案があったけれども、議会としてはこれを否決されたというお話を伺っておりまして、やはり議会が村長の提案を否決するというのは、これはなかなか普通余りないことなのですよ。しかし、それだけこの浜益村としては大切にしている、議会の皆さんも大切にしている、そういう制度なんだし、また、ということは、それだけ地域的にも強い要望といえますか、需要、必要性があって、この制度がそういう形で今日まで残ってきたということだと私は思ったものですから、そういう大切なものであるならば、やはり地域的な事情ということも考慮するならば、浜益村という1つの、私現状はよく知らないのですが、多分現在歯医者さんはないのですよね。開業されている歯科医院はございますか。あるのですか。

木村副会長：あります。

長原委員：ございますか。

石狩市ですと、もうたくさんあるのですよ、歯医者さん。もう本当にちょっと行けばすぐ歯医者さんがありますので、いずれにしても子供さんが診療を受けたり診てもらうのにほとんど不自由はないわけですね。そういった不便さもあるのかなということも考えたりして、そういう地域的に大切にされているものであれば、限定型でも残すこともいいのではないかと。私は基本的には合併協議の中で部分的にだけ制度を残すというのが、あっちもこっちもたくさんあるというのはどうかなというふうな気もしますけれども、それだけ議会で1回否決されているというような重要な事項であれば、そういった検討もされてよかったのではなからうかなという印象を持っておりますし、今からでも、今も浜益の委員さんからも、できれば何とか残せないのかなという趣旨のご意見もあったかに受けとめますので、地域限定型ということではどうなのかということで、そうなりますと予算もそう多額のものでもありませんから、可能性としてはあるのではないのかなと私は思うのですが、いかがでありますでしょうか。

田岡会長：今のお話に関連してどなたかご意見ございますか。

どうぞ。

堀委員：地域限定型ということも、この中では話されました。私もこの調整検討部会の委員でしたので、そういうことも出されたのですけれども、激変緩和にはならないだろうと。これからいろいろな方向性が出てくると思うのですね。その中で本当に必要なものを残していくのはどういうことなのかということも話されてこういう結果になりました。それと、歯科のところでは言いますと、予防には本当に各市村力を入

れています。歯のところは本当に、親たちも子供たちも歯の予防に気をつけていくと、これは予防につながっていくことで治療にはつながらないと。そこではやっぱり予防に力を入れているところとそうではないところの差も出てくるのではないかなということも、私はやっぱり考えなければいけないのではないかなというふうに思います。どこに力を入れていくのか、そのことが一番大事なのかなと思います。

この臨時調整検討部会の際に、5つの原則をやっぱりどういうふうに理解していくのかということから話し合いに入りましたので、財政シミュレーションの話もありましたけれども、本当に今必要なものが何なのかということ私たちはこの中で考えていかなければいけないというふうに思っています。このことに関しましては、本当に真剣に議論したというふうに思っています。

以上です。

田岡会長：ほかにご意見ございますか。

越智委員：住民に対するサービスということで、特に福祉サービス関係につきましては、やはり財政の面だけを重視するべきではないというふうに思いますね。やはり、これは大事なことなのですよね。ですから、やっぱりこれからもそういうサービスの面でいろいろな検討もあるかと思うのですけれども、部分、部分でもっと考えていただきたいというふうに思います。これは、この検討部会で出された1つの確認事項ですから、それに私は逆らうつもりはございませんけれども、やはりもうちょっと寛大な配慮が欲しかったなというふうに率直に思います。

以上です。

田岡会長：私からこのことについて意見を、意見といいますか、考え方を示すのはいかがかと思えますけれども、あえて申させていただきますと思います。

まず、主従関係があって、寛大だと寛大ではないというような問題で判断がされるべき、少なくとも部会において、そのような判断がされたというふうには理解に立っていないと思います。

それから、もう一つは、財政面だけでというご意見もございしますが、今委員のメンバーの中からも、何を本当に残すかという総論で、さまざまな本当に真剣な議論を重ねた結果、将来の持続性、財政面も視野に入れながら議論をしたのだということでもありますので、私は極めて極小論とか感情的なとか、それからいろいろな思惑の中でされたのではないというふうに、私なりにそう理解しております。これは委員の皆さんがどうとるかの問題ですから、私の意見だけであえて言わせていただきます。

池端さん、どうぞ。

池端委員：事務事業の一元化ということで、それぞれの各論が出てきております。その中で、例えば医療関係の制度1つを見ても、かなりな項目において、例えば厚田村、浜益村にその制度がないと。そういう、例えば場面によって2制度制が適用されるという中で、この各論を1つずつ2制度制、今ある制度のままでいくというような形にしてしまうと、ものすごい多岐にわたって弊害が出てくるのではないかなというふうな気がします。私のところにあるから、それは残してほしい。例えば、ないものはないでいいのかなというような部分にも影響してくる話だと思うのですよね。

やはり、先ほど会長も申し上げたところにもなりますけれども、やっぱり財政的な部分、そしてそのサービスを本当に維持していけるのかと。こういうようなやっぱり総体的な視点で議論をしていかなければいけないのかなと。そして、この案件に関しては、やはり小委員会を経て結論が出ているということも尊重していかなければならないかなというふうに私は感じております。

早期発見という部分で、ここはそれぞれのまちが共通する部分、あと1点の金額という部分の、ここだけを固執するというのはいかがなものかなというふうに私としては意見を述べさせていただきます。

田岡会長：ちょっと1回休憩させてください。



( 休 憩 )

田岡会長：それでは、会議を再開させていただきます。

さまざまな視点からのご意見が今出されました。しかし、全体的な方向として、大変これからの、特に福祉に関連した大きな視点での議論が交わされたというふうに思っております。個々論についても今後、既にさまざまな事業メニューごとに議論を交わすということが約束されておりますので、1回この辺でこの案件については、臨時調整検討部会の方のご意見もございまして、それから浜益の委員さんからも、基本的にいろいろな議論はあったとしても、1つの方向性としては理解できるというような意見も出ておりますので、いかがでしょうか、この辺でそろそろ意見を取りまとめたいというふうに思っております。

協議第1号について、提案させていただいた内容で確認をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

田岡会長：それでは、協議第1号について、提案された内容で確認をさせていただきました。異議のあるというか、議論については、着実に報告書あるいはそういう形の中で記録として残させていただきますし、当然これからの議論の中にそういった意見を斟酌<sup>しんしやく</sup>させて議論が展開されるということになると思います。

続きまして、協議第2号の事務事業の取り扱い(保育所関係)の協議を始めたいと思います。

この件に関しましては、部会としての方向性につきましては、事務局調整案を修正することなく協議会に提案することで確認したいとの報告がありました。委員の皆様のご意見をお伺いしたいと存じます。

どうぞ。

小林委員：調整検討部会の意見に異議なし。

長原委員：一言申し上げたいと思います。

検討部会で検討された内容については、ご説明、よくわかりました。同時に保育料の1万2,000円と6,500円と、この差は今後の調整ということで前回も提案されているところですが、その点では特に今回議論されたわけではないのかなというふうに思います。その点で、先ほど1国2制度みたいなものはなくしていこうというような議論もありましたけれども、私はこの1万2,000円と6,500円の差というのは、新市において調整するということが果たしてどういう方向なのかというのはいまだに疑問です。それは、結局一定期間、一定期間というのは1年ないし2年程度置いて、6,500円を1万2,000円に合わせていくと、こういう方向に結局は考えられているという意味の調整というふうに理解しますが、そういったことなのかどうか。事務局の提案の内容としては、そういうことに受けとめていいの<sup>か</sup>どうか、それも今一度確認をさせていただいておきたいと思います。

田岡会長：物の考え方の経過だけ正確に説明して。判断は要らないから。

専門部会(藤田)：住民福祉部会、石狩市の藤田と申します。

私どもの部会におきましては、石狩市の保育料1万2,000円を統一した保育料で行うことができないかということで幾度となく話し合いを持ちました。検討いただきましたが、厚田村においては4カ所のへき地保育所のうち1カ所廃止、また1カ所の休止を行ったところでありまして、また、保育料の改定は合併時から難しいという、そのようなお話もありました。また、浜益村においては、14年度に保育料の改定を行ったばかりということもありまして、合併時には現行の保育料として進めていきたいということもありまして、合併後一定の経過を持った中で、統合することで調整を行ったということとでございます。年数等については、部会の中で話し合いは至らなかったということとでございます。

田岡会長：思想的には極めて激変緩和措置に考慮したというふうに解するべきで、それで合併後の形について、ここでの具体的な議論というのは基本的にされていないということです。また、それは極めて難

しいことだと判断して、このような提案になったと思いますので。

ほかに何かご意見ございますでしょうか。

(なしの声あり)

田岡会長：それでは、ほかにないようでございますので、協議の第2号については、提案された内容で確認をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

田岡会長：それでは、そのとおり確認をさせていただきます。

次に、協議第3号 農業委員会委員の定数及び任期の取り扱いについて協議をいたします。この案件については、議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会に付託したもので、前回の協議会で熊倉正博委員長から協議結果の概要について報告がなされておりますが、事務局から調整案につきまして説明をいたします。

事務局(中村)：協議第3号、協議項目7、農業委員会委員の定数及び任期の取り扱いにつきましてご説明いたします。

前回、第5回合併協議会において、議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会の熊倉委員長より、農業委員会委員の定数及び任期については、小委員会として一つの結論を見出したことから、第6回以降の協議会へ提案するとの報告がなされたところであります。小委員会での協議、確認されました内容を受けまして調整案を作成し、本日提案したところでございます。

議案の29ページをごらんください。

調整の内容は、1点目、厚田村及び浜益村の農業委員会は、石狩市の農業委員会に統合するものとする。2点目、厚田村及び浜益村の農業委員会委員のうち、選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定により、石狩市の農業委員会委員の残任期間に限り、引き続き石狩市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとするとしております。

31ページをごらんください。

参考として、合併特例法の関係部分を抜粋しております。農業委員会委員は、選挙による委員と議会推薦など選任による委員とに分けられますが、このうち合併特例法による特例措置が講じられておりますのは、選挙による委員についてのみでありますことから、編入される側であります厚田村及び浜益村の選任による委員については、全員身分を失うこととなります。

選挙による委員の定数及び任期であります。小委員会においては、合併特例法第8条第1項第2号を適用する、いわゆる在任特例を選択したところであります。その選択するに至った経過であります。32ページをごらんください。

これは、第2回小委員会において提出した資料でありまして、編入合併の場合に選択することができるすべてのパターンを示したものでございます。小委員会では、初めに農業委員会の設置する数を検討いたしました。3市村の区域面積の合計は720平方キロメートルとなり、農業委員会等に関する法律及び同法施行令の規定により、農業委員会を2つ以上設置することのできる基準の240平方キロメートルを十分に満たしてはいるのですが、協議においては、農業委員会は1市町村に1つという原則を尊重すべきとの意見が多く、1つの農業委員会を設置することで確認いたしました。

次に、定数及び任期についての検討が行われましたが、農業委員会を1つとすることで確認されておりますので、選択肢は2つに絞られております。パターン1-3、本則を選択した場合、石狩市の農業委員の任期満了日まで、厚田村と浜益村地域には選挙で選ばれた農業委員が不在ということになることから、ほかのまちの農地の状況を把握することは困難である等の意見が出され、本則については選択しなかった

ものであります。必然的に残されましたパターン 1 - 4、在任特例を適用することとなりました。

在任特例を適用することにより、次は在任する委員の数を決める協議を行いました。表の選挙委員定数の欄にもありますとおり、厚田村と浜益村の委員の合計が、協議で定める 40 人以内の数をもって新市の農業委員として在任できるわけですが、30 ページに戻りまして、厚田村と浜益村の選挙による委員の現状を見てみますと、厚田村 9 人、浜益村 10 人の計 19 人となっております。40 人以内で在任できるのですから、全員在任という意見でまとまりまして、現時点においては 19 人が新石狩市の農業委員会の選挙による委員として、現石狩市の農業委員の残任期間、在任することになります。

仮に、平成 17 年 3 月 31 日までに合併した場合の在任できる期間は、平成 17 年 7 月 19 日までとなっております。

以上、協議第 3 号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：ただいま農業委員の定数について提案をさせていただきました。ご意見を伺いたいと存じますが。

特にございませんか。

(なしの声あり)

田岡会長：それでは、特にご意見がないということですのでございますので、協議第 3 号は提案のとおり確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

田岡会長：それでは、そのとおりさせていただきます。

次に、協議第 4 号 各種事務事業の取り扱い(財政関係)について協議をいたします。

事務局から説明をいたします。

事務局(中村)：協議第 4 号、協議項目 26 - 2 - 9、各種事務事業の取り扱い(財政関係)についてご説明いたします。

主な内容を 35 ページからの個表で説明いたします。

1、財政計画につきましては、新市の総合計画及びその実施計画の財政的裏づけとなるものであり、健全な財政運営の原則を踏まえ、合併時に実施計画とあわせ策定するものとしております。

2、一部事務組合等につきましては、道内市町村が関係しております北海道市町村備荒資金組合がありますが、石狩市において引き続き加入するものとし、厚田村及び浜益村については脱退するものとしております。

3、附属機関等につきましては、石狩市において使用料・手数料等審議会を設置しております。引き続き必要とする機関であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

4、財政関係事務につきましては、予算編成、執行管理から始まりまして補助金交付事務、各種財政関係調査等がありますが、一体性の確保に努め、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

これらのことから、34 ページに戻りまして、調整の内容であります。合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

以上、協議第 4 号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：詳細にこれを説明するといったら、もう大変膨大な業務の中身になります。財政関係につきましては、基本的に各市村の財政部局が行っております事務の内容そのもののメカニズムといいますが、仕組みそのものでございます。

ご意見ございますか。どうぞ。

熊倉委員：簡単で結構ですから、備荒資金組合の中身、ちょっとご説明を。

田岡会長：備荒資金組合というのはどういうものか…

熊倉委員：北海道市町村備荒資金組合の中身ですね。ちょっと。

田岡会長：どうぞ、事務局から説明してください。

専門部会（三国）：行財政部会、石狩市の三国と申します。どうぞよろしく申し上げます。

備荒資金組合なのですけれども、いわゆる災害等に備えるということで設立された一部事務組合形式になっております。道内市町村が一定のお金を納付金として納付しまして、そのお金が基金化されて、それが災害のときには、そういった被災地の自治体へ融資に回る、またはある程度の一定の納付金を、災害と防災関係の資機材を買う、こういうときに取り崩すというような形で運営されているものでございます。

熊倉委員：了解しました。

田岡会長：ほかにございませんか。

どうぞ。

長原委員：財務関係事務についてであります、石狩市の制度に合わせるというのは、基本的にはそういうことになるかなと思うのですが、これが果たしてうまく機能するのかという点が大変心配なわけで、例えば予算編成作業ですとか決算作業などにおけるパソコン作業ですね。事務で今、予算積算やられておりますけれども、そういった点で、今後それが十分に機能するという点で、大丈夫かという点では事務局はどのように考えておられますか。

工藤事務局長：職員の資質ということでございますが、合併が決まりましたから、合併期日まで相当期間を予定していますので、その中で十分トレーニングを組めると、このように考えております。

以上です。

田岡会長：時間のかかるものと、それから職員の能力に期待するものと、研修によって補われるものとさまざまあると思います。そして、現実にそれぞれの自治体において、例えば予算編成というのはさまざまなプロセスがあると思います。時間は多少かかるかもわかりませんが、これらは基本的に克服できるテーマといたしますか、問題だというふうに思っております。

そのほかございませんか。

（なしの声あり）

田岡会長：それでは、ないようでございますので、協議第4号については提案された内容で確認をしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

（異議なしの声あり）

田岡会長：それでは、そのように進めさせていただきます。

次に、協議第5号 各種事務事業の取り扱い（環境対策関係）について協議を行いたいと存じます。

事務局から説明をいたします。

事務局（江部）：事務局の江部です。

協議第5号、協議項目26-3-11、各種事務事業の取り扱い（環境対策関係）についてご説明いたします。

主な内容を38ページからの個表で説明いたします。

1、関係団体（協議会等）につきましては、北海道開発局、北海道、札幌市、石狩市で構成しております茨戸川環境保全対策連絡協議会と、この組織にNPO、関係住民を加えた茨戸川清流ルネッサンス 地域協議会の2つの関係団体がありますが、今後も茨戸川における水質浄化対策を行う必要があることから、引き続き加入するものとしております。

2、附属機関等につきましては、石狩市環境審議会、石狩市環境市民会議及び石狩浜海浜植物保護セン

ター運営委員会の3つがあり、いずれも石狩市で制定されております環境基本条例及び海浜植物保護センター条例に定められております。これらは新市においても引き続き事務を行う必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

3、手数料等につきましては、狂犬病予防関係のものとしたしまして、犬の登録手数料、狂犬病予防注射済票の交付・再交付に係る手数料、鑑札再交付手数料がございます。また、野生鳥獣を飼育する際に手続が必要となるものとして、鳥獣飼養許可証の交付・再交付及び更新に係る手数料がございます。これらの事務につきましては、現在は市や村で行っておりますが、権限を移譲される前は北海道が行っていた事務であり、事務についての標準的な料金が設定され、3市村に大きな差異がないことから、一体性確保の原則に基づき、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

4、環境保全事務、5、公害関係事務につきましては、環境教育や大気・水質などの環境調査等の事務は、新市においても今後も引き続き事務の必要があり、一体性を確保する上でも、合併時に石狩市の制度に合わせるものとします。

6、畜犬関係事務につきましては、狂犬病予防法に基づき事務を行っており、3市村の事務内容に大きな差異がないことから、また、一体性確保の面からも、合併時に石狩市の制度に合わせるものとします。

7、飼養動物取り扱い事務につきましては、飼い犬や飼い猫についてのマナーや鳥獣の保護などを取り扱っていますが、3市村においても事務内容に大きな差異がないことから、一体性の確保を図り、合併時に石狩市の制度に合わせるものとします。

8、海浜植物保護関係事務につきましては、海浜植物を保護・育成することを目的としており、今後新市においても引き続き行う必要があると考えていることから、一体性を確保する上でも、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

これらのことから、37ページに戻りまして、調整の内容は、合併時に石狩市の制度に合わせるものとするとしております。

以上、協議第5号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：ご意見ございますでしょうか。

(なしの声あり)

田岡会長：特に発言がないようでございますので、協議第5号については提案のとおり決定させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

田岡会長：それでは、そのとおりさせていただきます。

次に、協議第6号 各種事務事業の取り扱い(漁港施設関係)について協議をいたします。

事務局から説明をいたします。

事務局(中村)：協議第6号、協議項目26-4-3、各種事務事業の取り扱い(漁港施設関係)についてご説明いたします。

主な内容を41ページの個表で説明いたします。

1、漁港施設関係であります。厚田村には2つの漁港、浜益村には4つの漁港があり、いずれの施設も管理者は北海道となっております。2村にその管理事務が委任されております。委任されている事務の内容としましては、北海道等との協議・調整や軽微な営繕などがあり、新市においても引き続き委任を受ける必要があることから、合併時に厚田村の制度に合わせるものとしております。

2、関係団体(協議会等)につきましては、石狩市の加入団体は引き続き加入するものとし、厚田村及

び浜益村の加入団体は脱退するものとしております。ただし、古潭漁港利用促進協議会につきましては、プレジャーボートの係留に関し適正な管理、また円滑な利用促進を図る目的で設立されたもので、構成員は厚田村のほか北海道石狩支庁、厚田漁業協同組合、あとプレジャーボートを係留している一般利用者となっております。漁港の適正な管理を図る上からも引き続き新市において加入するものとしております。

これらのことから、40ページに戻りまして、調整の内容であります。合併時に厚田村の制度に合わせるものとしております。

以上、協議第6号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：この件についてご意見ございますでしょうか。

(なしの声あり)

田岡会長：特にないようでございますので、協議第6号については提案された内容で取り進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

田岡会長：では、そのように確認させていただきます。

次に、協議第7号 各種事務事業の取り扱い(公園関係)について協議をしたいと存じます。

事務局から説明をいたします。

事務局(江部)：協議第7号、協議項目26-4-5、各種事務事業の取り扱い(公園関係)についてご説明いたします。

主な内容を44ページからの個表で説明いたします。

1、公園管理事務につきましては、住宅街の中にある一般的な公園のほか、野球場、テニスコート、キャンプ場など用途が特定されている公園がありますが、管理をするという事務については3市村において差異がないため、一体性確保の原則により、合併時に石狩市の制度に合わせるものとします。なお、料金体系については、負担公平の原則に立ち、使用料を各施設ごとに比べたところ共通する項目がないことから、各施設の使用料をそのまま継続することが適当であると考え、現行どおりとしたものであります。

45ページへ移りまして、2、墓地管理事務につきましては、負担公平の原則に立ち検討した結果、これまでは料金がかからなかった厚田村における墓地の管理料、浜益村における墓地の使用料及び管理料についても、基本的には有料とすべきと考えたところであります。しかし、有料化に当たっては、料金に見合う内容が求められることから、合併後に、まず各公営墓地の整備を行うこととします。その後、新規申し込み分から使用料・管理料を徴収することが適当であると考えられることと、一体性確保の面も考慮に入れ、合併後に石狩市の制度に合わせるものとします。

3、ゲートボール場管理事務については、現在石狩市に10カ所、厚田村に1カ所、浜益村に2カ所ありますが、ゲートボール場を管理するという事務内容に3市村において大きな差異がないことから、一体性の確保の原則から、合併時に石狩市の制度に合わせるものとします。

4、公衆便所管理事務については、公園内における公衆便所の管理の内容に3市村において大きな差異がないことから、一体性を考慮し、合併時に石狩市の制度に合わせるものとします。

これらのことから、43ページに戻りまして、調整の内容は、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。公園管理事務における料金体系については、現行のとおりとする。墓地管理事務については、合併後に石狩市の制度に合わせるものとしております。以上、協議第7号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：ただいま協議第7号について説明がございましたが、ご意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

(なしの声あり)

田岡会長：意見がないようですので、協議第7号については提案どおり確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

田岡会長：それでは、そのとおりさせていただきます。

次に、協議第8号 各種事務事業の取り扱い(商工業関係)について協議をいたしたいと存じます。

事務局(中村)：説明に入ります前に、訂正箇所がありますので訂正願いたいと思います。49ページ、6、補助金等の3段目になります。産業振興奨励補助金の説明の中で、厚田村と浜益村の内容であります。「団体又は個人の行う産業の振興」とあります。この「又は個人」を削除願います。「団体の行う産業の振興」が正しい内容となっております。厚田村と浜益村です。

それでは、協議第8号、協議項目26-4-6、各種事務事業の取り扱い(商工業関係)についてご説明いたします。

主な内容を48ページからの個表で説明いたします。

1、一部事務組合等につきまして、石狩市のほか北海道と小樽市により構成されております石狩湾新港管理組合があり、今後とも加入が必要であることから、現行のとおりとしております。

2、公社、第三セクター等につきましては、保養センターの管理を主に行っている株式会社石狩振興公社がありますが、今後とも管理運営の委託先として必要であることから、現行のとおりとしております。

3、関係団体(公共的団体等)につきましては、商工会議所及び商工会を中心とする商工団体育成施策の方針は3市村において一致していることから、商工会議所及び商工会に対しては、新市の一体性の確保のため、統合を働きかけていくこととしております。

4、関係団体(協議会等)につきましては、石狩市の加入団体は引き続き加入するものとし、厚田村及び浜益村の加入団体は脱退するものとし、

49ページに移りまして、5、附属機関等でありましたが、引き続き設置の必要がある機関でありますので、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

6、補助金等につきましては、まず、商工会補助金であります。商工会議所及び商工会の統合については各団体の自主性によるものの、3団体の現行の補助額の継続は、新市の健全な財政運営を考慮すると大きな負担となることから、合併後に新市において調整するものとしております。

産業振興奨励補助金については、3市村において大きな差異がないことから、一体性の確保に努め、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

地場産業振興関連補助金であります。石狩市においては地場財産の開発・普及など、強化・拡大を目的とした地場企業等活性化計画を策定し、各種助成事業を展開しているところであります。浜益村で実施している担い手支援助成の中に後継者育成助成があり、備品購入費に対する助成や技術取得のための講習会参加経費に対する助成といった内容となっております。この制度は、石狩市の地場企業等活性化計画のメニューの中の人材・能力開発育成支援事業として、新市における担い手育成の考え方を整理した上で取り組んでいくこととしており、一体性の確保を考慮し、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

51ページに移りまして、中小企業関連融資資金貸付につきましては、3市村において中小企業への資金貸し付けを行っているところでありますが、貸付金額、償還期間に多少の差異があるものの、石狩市の

制度に包含可能であり、一体性の確保を考慮し、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。また、厚田村と浜益村の制度であります産業振興資金貸付であります。産業振興に係る事業を行う団体に対し貸し付けすることができるという内容でありまして、商工業分野だけではなく農林漁業を始めとする産業全般にかかわる制度となっております。商工業に関係する部分につきましては、石狩市で行っている各種の制度に包含可能ということで、一体性の確保に努め、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

52ページに移りまして、廃止する大きく2つの制度であります。一体性の確保に努め調整を行っております。まず、特殊作業主任技術者取得助成であります。中小企業者の技能講習経費の一部を助成する内容となっております。この制度は、先ほど49ページで説明いたしました地場産業振興関連補助金の部分と関係してございまして、石狩市の地場企業等活性化計画の中の人材・能力開発育成支援事業において既に同様の制度があり、行政改革推進の観点から、合併時に廃止するものとしております。

次に、勤労者等生活資金貸付であります。中小企業で働く者に対し、緊急的な生活資金として貸し付けすることができる内容となっております。この制度につきましても、現在、社会福祉協議会において同様の貸付制度があり、行政改革推進の観点から、合併時に廃止とされているところでございます。なお、合併時に償還中であるものについては、償還が終了するまで現行どおりであります。

53ページに移りまして、7、温泉施設維持管理事業であります。管理運営体制は一体性を確保するため統一すべきと考え、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。なお、料金体系については、負担公平の原則に立ち、石狩市と同様の設定ができないかについて検討を行ったところでありますが、地域性や利用条件、施設の設置に至る経過などを考慮した結果、現行のとおりとしております。

8、その他商工業関係事業として、エネルギー関連、雇用対策や採石関係などがありますが、主に法に基づく事務となっております。一体性の確保に努め、合併時に石狩市の制度に合わせるものとし

これらのことから、47ページに戻りまして、調整の内容であります。合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。商工会議所及び商工会については、新市の一体性の確保のため統合を働きかけるものとし、補助金については合併後に新市において調整するものとする。温泉施設維持管理事業における料金体系については、現行のとおりとするとしております。

以上、協議第8号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：大変内容が幅広い内容となっております。ただいまの説明で、どうしてもこのところが理解できないとか、あるいはご意見がございましたら承りたいと存じます。

どうぞ。

大山委員：まず、新市の一体性確保のために商工会あるいは商工会議所の統合を図るということにつきまして申し上げたいと思います。

今、私ども連合会におきましても、この取り組みについては推進しているところでございます。その中にありまして、今日本当は、今日の会議のために沢田会長が万障繰り合わせてぜひとも出席する予定でございましたが、体調不良で緊急入院するということになりましたので、くれぐれもこれだけは言ってくれと言われていたことでもありますので、そこだけまず最初にお伝えしたいと思います。

まず、一体化については、今、浜益商工会と厚田商工会では、とりあえず2つの商工会で合併して、そして4年になるのか5、6年になるのか、そこはちょっとまだ相手があることで、厚田さんとの協議がまだ進んでおりませんので、一応方向としてはその方向で今話し合いの準備が進んでおります。

その中で、合併してすぐ商工会の職員を首というわけにはいきませんので、村の職員同様に退職不補充



で5年あるいは7年をかけて職員の身の振り方をきちっとした上で、もう一度商工会議所と合併するかどうかという2段階で、合併する方向でいろいろ進んでいきたいと、今これから協議するところでございます。

それから、この中で、例えば観光協会、あるいは商工会が関係しておりますけれども、観光協会が一本化された場合、それぞれの地域で今、ふるさと祭りが行われておりますけれども、これが厚田村においても浜益村においても、現在やられておられるような状況で今後も継続させていただけるのかどうか。

それから、産業奨励補助金につきましては、個人も石狩市の条例では対象になることになっておりますので、これは今までよりもうれしいことでもありますから、これについてはいいなと思っております。

それから、特に強調しておきたいことは、今厚田村が一番力を入れているところでございますけれども、ふるさとの特産品の開発に随分力を入れております。皆さんもご承知のように、テレビとかでも何回か話題になりましたけれども、たくらんけ漬だとか、それから、しそジュース、トマトジュース、それから手づくりみそ、昆布、あるいは厚田もなかとか、まだほかにもあるようでございますけれども、このような事業に対する推進のための促進協議会というのがあるようでございますけれども、この存続は当然されるものと私どもは考えておりましたけれども、この件についてどういうふうになるのでしょうか。

私どもは、産業団体といたしましては、この厚田さんのやっている取り組みは大変すばらしいと思えます。浜益村にも特産品がございます。こういうような一環から、今後観光産業の発展のためにも、ここの部分はぜひとも力を注いでいただきたいと考えております。

とりあえず今のところは、そのことにつきましてお答えをお願いしたいと思います。

田岡会長：今の中で、観光協会に關係しては次の項目の中でありますので、そのときにまた。そのほかの件について事務局の方から。

今いただいたお話の中で、こういった経過も既に承知しておりまして、いわゆる段階的な時間をかけた統合化ということが、商工会のあり方として、やはりそういう形でないと現実難しいだろうという議論はされておりました、そんなことから、基本的には統合を働きかけると。そちらの方へ指向するが、段階的なことを意味して働きかけるものとするというような表現になったと理解をしております。

それから、今のふるさとの特産品の開発段階についての、これも観光ですか。それでは、観光の中に入ったときに、そのところであわせて説明させていただきます。

大山委員：商工会同士が合併した場合の補助金の関係でございますけれども、新市においてもその負担が厳しいというような内容の話でございましたけれども、人件費の部分だけは何とか確保していただきたい。商工会は収益団体ではございませんので、補助団体でございますから、そのところの人件費を確保できなければ、今現在、収益事業にも力を注いでおりますし、それから会費の値上げ等も随分やっております。管内におきましても、特に浜益村は会費がべらぼうに高いのですよ。もうこれ以上どうしようもないだけ高いのです。そういうことですので、会費の値上げについては今後はもう、ちょっと無理だと。脱会者がふえる一方で、会員の増強に対して逆行するものですから、ぜひともこの部分についてはご配慮をお願いしたい。そういうことでございます。

田岡会長：はい、どうぞ。

河合(雅)委員：51ページなのですけれども、今ご説明ありましたように、合併時に石狩の制度に合わせるということでございますけれども、厚田村の第1次産業であります農業・漁業、特にそれに対して村の産業振興貸付金という形でやっているのですが、今石狩市に合わせたら、この部分が救われてくるのかどうかということが一つ懸念されることと、もう一つは、今のこの社会情勢というか、金利の関係なの

ですけれども、随分浜益村の方も石狩市の方も高いように思いますけれども、これらについてもやっぱり今の情勢に合うような形で、みんなが気軽に借りられるような、利用できるような形にさせていただきたいなと思っております。

専門部会（加藤）：商工労政班の石狩市の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

まず、ただいまありました産業振興奨励金の関係でございますけれども、私ども商工班の部分につきましては商工部分だけということで、この産業奨励貸付の部分につきましては、商工部門については実績がないということの中で、商工関係の部分については石狩市が持っている2つの制度で包含できるということで決定してございます。

しかしながら、この部分につきましては、第1次産業から第3次産業までのすべての業種に対して貸付制度を設けてございます。そういったことで、この後の観光部分の中で、この部分について再編という形で載ってきてございますけれども、この部分については、その部門、部門ではなくて、全体の中でこの貸付金の部分についてどうすべきかということで部会の中で整理したところでございます。

したがって、商工の部分については今貸付制度による貸付実績がないということで、今後もしも商工関係が出てきたとしても石狩市の2本の制度で十分包含できるというような判断で決定したところでございます。

以上でございます。

田岡会長：わかりましたか。

今の部門は商工関係の部門なのだという話なのですけれども、次のところでもありますので。

専門部会（加藤）：失礼いたしました。もう一点、金利の関係についての部分でございますけれども、石狩市の中小企業特別融資という制度がございます。この部分につきましては、利息自体、長期プライムレートにある一定の割合を加算した額が固定金利ということになってございます。この部分につきましては、利子補給を2%としているという関係で非常に低利になってございます。また、もう一つの小規模企業活性化資金の部分につきましては、原資自体が金融機関の原資をもって貸し付けしてございます。したがって、市と金融機関との協議の中でこの利率というような決定を見ているところでございます。

それと、浜益村の部分の11.5%という部分につきましては、制度創設以来利用者がいないという中で、部会の中ではこの部分の金利の改正はしてこなかったというふうに聞いてございます。

以上でございます。

田岡会長：全体にわかりませんか。ちょっとまとめて、どういうふうにして最終的に制度化するという、その仕組みだけ説明して。個々の話はわかったとして。

清水事務局次長：事務局の方から少し補足させていただきます。今ご質問のありました浜益村産業振興貸付金の関係、この関係につきましては、産業全体、1次産業、2次産業、3次、農林水産、こちらの方が中心となる産業の貸付金となっております。そちらの方においては非常に貸付の実績等はございます。これらの中にあわせて...

（発言する者あり）

清水事務局次長：すみません、厚田村の産業振興貸付金についても同じでございますけれども、商工関係につきましては実績がございません。そういった中でこれを見直すとしますと、産業振興貸付自体を、全体を見直すという形が生じてきます。ただし、それはほかの部会の方で検討する内容となっておりますので、この制度自体は、それら全体の中での見直しという形は今後とられるように考えておまして、ほかの部会でそのような形で申し送りがされるのではないかと今のところ予定しております。

ただし、商工の部分につきましては、先ほど申ししておりますように実績がございません。ですので、これらについては代替措置が石狩市の制度の中にありますもので、石狩市の中で統合すると。このような形で表現させていただきたいと。このようなご説明をした次第でございますので、ご理解いただければと思います。

田岡会長：はい、どうぞ。

成田委員：大変申しわけありません。よく理解できなくて申しわけないわけですがけれども、石狩市の方では商工の部分ではそういう例、例というか、実績がないということでもありますけれども、厚田村については非常に利用されていると、こんなふうに承知をしております。ただ、この利率を見たときに、本当に中小企業のためのそういう利率になっているのかな。借りられる状態をつくっていないで、ただ条例だけがあるという、そんな感じを受けていますので、これをそのまま石狩市に合わせるということでは、非常に厳しい状況だと、こんなふうに思っておりますので、再度ご説明方をお願いをしたいと思います。

専門部会（加藤）：それではご説明させていただきます。

商工関係の貸付制度につきましては、それぞれ石狩市に中小企業の特別融資という制度と小規模企業活性化資金の2本の制度がございます。厚田村におきましては、中小企業振興資金貸付制度と、そのほかに厚田村産業振興資金貸付規則に基づく貸付制度の2本がございます。それと浜益村におきましては、浜益村中小企業振興保証融資制度と浜益村の産業振興資金貸付規則に基づく融資制度、おのおの2本があるわけがございますけれども、冒頭お話をさせていただきました、1次産業から3次産業までの部分の貸付を網羅いたしました、厚田村・浜益村の産業振興資金貸付規則に基づく貸付の部分につきましては、商工関連については実績はございません。しかし、厚田村におきましては中小企業振興資金貸付制度による貸付実績の部分については、現在9件の貸付中、残額といたしまして約1,700万、それと浜益村の中小企業振興保証制度の部分につきましても、現在8件の貸付を実行しているところでございます。

それで、先ほど来、実績がない、ないという部分につきましては、両村にございます産業振興資金貸付規則に基づく貸付部分ということでございまして、この部分につきましては農林水産業関係を中心に貸付制度が運用されているところでございまして、本商工班といたしましては、この部分での貸付の実績がないことから、石狩市にある中小企業特別融資資金と小規模企業活性化資金で、先ほど貸付実績のあります厚田・浜益のそれぞれの融資部分については網羅できるという中で整理したところでございます。

以上でございます。

田岡会長：仕組みはわかりました。それで、あとは金利の話ですか。

専門部会（加藤）：それと、この部分につきましては、以内という表示をさせていただきます。それで、石狩市の部分につきましては、この中小企業特別融資資金につきましては、要綱に基づいて9%以内とやっておりますけれども、この部分については銀行との協議の中で9%以内という部分で、9%ではなくて、現在は長期プライムレートにそれぞれ、1年を超える部分については0.5%、1年未満の部分については0.1%の加算額が利子という形で運用しているところでございます。

田岡会長：今、長プラ幾つですかね。だれかわかる人いないかな。

専門部会（加藤）：ちょっと長プラの利率、ここではわかりません。申しわけございません。

成田委員：すみません、もう一度お尋ねをさせていただきたいと思っておりますけれども、この厚田村中小企業振興貸付金でありますけれども、基本的な部分で大きく違っているところがございまして、これ石狩市については、恐らくこれは銀行窓口というか、それがベースになっているだろうと。厚田村については、厚田村自体が大きくかかっていると。ここら辺の違いがありますので、そこら辺の整理がきちっとされ

ているのかどうかお尋ねをしたいと思います。

専門部会（加藤）：ただいまの厚田村にございます貸付制度の関係でございますけれども、厚田村におきましては村が受付いたしまして、商工会の審査を経て貸付決定がされるという、いわゆる直貸しの中で運用されているということで、本部会の中でもこの部分についていろいろ協議したところ、現在厚田村におきましては基金を設立いたしまして、その基金の限度の中で貸付が行われているという状況になってございます。

それで、この部分につきまして、もしも新市において該当するということになりますと、現在石狩市で貸しております2本の融資制度の合算額の部分につきまして、平成14年度中に実行された額が約4億円ございます。そして、厚田村が基金として積んでいる部分については3,000万円と。そして、浜益村が預託している部分につきましては500万円、そして協調倍率4倍ということで、2,000万円の枠を設定してございます。

これをもしも新市に適用いたしますと、平成14年度の貸付実績に見合う預託金額の必要額といたしまして、4億5,000万円程度必要になってくるわけでございます。しかしながら、資金の貸付制度という部分につきましては、事業者の資金需要に適切に対処していかなければならないということになりますと、それ以上の額を基金として設置していかなければならないと。そういった中で、新市におきまして健全な財政運営をしていくときに大きく影響するものと思われることから、この部分につきましては、直貸しの部分については、現在の石狩市の融資制度で十分網羅できるという中で決定したところでございます。

田岡会長：もうちょっとやさしくかみ砕いて話して。

清水事務局次長：直貸しについてもう一度ご説明いたしますと、直貸しを新市の制度として行う場合、基金を積みなければなりません。その基金としましては、今の14年度の実績でいきますと、石狩市4億円、厚田村3,000万円、浜益村2,000万円、計、最低でも4億5,000万円の基金を新市において積みなければ、直貸し制度は実施できないという形となります。これを新たに一般財源で新市において基金に積んでしまうと、そうしますと、その分が全部借りられない場合については、1億円残ったとすればその分が、死んだ金というのは何でしょうけれども、残ってしまう。そのような形になってしまうと非常に、積むのにもつらいでしょうし、残してとっておくのもつらい状況になっていくと。新市の財政状況を今後を考えたときに、非常につらいこととなるということから、直貸しは断念して、現石狩市の制度による融資、金融機関での融資という形で包含して、制度として続けていきたいと、このような考え方をしているところです。

成田委員：説明は十分わかります。話としては、ただ、直貸しをするということですので、行政が大きいかかわると。そのために中小企業の育成を図っていくのだと、そういう基本的な部分からいえば、私はあえてこれを4億円だろうが5億円だろうが仮に積んだって、行政が仮に積んだからといって、この金がなくなるわけではないということ。これを理解してもらいたい。5億円積んだから5億円がなくなるのだよ。貸してなくなるのだよという、万が一そうお思いの方があれば、これは大変な誤解でありまして、これは回収されるものですから。そこら辺を十分視野に入れながら、直貸しという部分の中で再検討していただきたいと、こんなふうに考えております。

田岡会長：どなたか意見ございますか。直貸しという制度と、これはやっぱり厚田村において歴史的な経過と申しますが、地理的条件と申しますが、金融機関がないという経過も含めてあったことだと思うのですね。ですからこのようなご意見が出るのではないかと思います。

はい、どうぞ。

池端委員：農協とか漁協というところでは、そういうような金融の、組合員に対しての貸し出しですが、一般の方に貸し出しとかというのはやっていないのでしょうかね。

田岡会長：それはやっぱりある程度制約を受けますから。

池端委員：あとペイオフの関係にもなるのでしょうかけれども、基金を積み立てて、まさか現金で置いておくわけにはいかないでしょうし、何らかの一定期間の金融機関に貸し出したときに、それが1カ所で、もしか何かあったとき、かなり恐ろしい状況にはなりますよね。考えられますよね。

田岡会長：この問題は、少なくとも石狩市において直貸しを考えるかということ、毛頭考えられないというのが答えです。それと、直貸しでないメリットというのはたくさん、また一方ではあります。

牧野副会長：金利の部分で、こちらは金利をぐっと抑えているから。だから借りやすく、こちらはごく内輪でうまく回収もできるし、伝統的な部分があるからいいのだけれども、市となったらちょっと難しいでしょう、直貸しは。

田岡会長：はい、どうぞ。

長原委員：石狩市の融資制度の中で預託金は全額引き上げたのですよね。全部引き上げているのですよ。それで、全部引き上げた結果、これは私の個人的な感想ですが、なかなか金融機関窓口でも、この中小企業融資という件に関してはなかなかきついものがあるということは現状だということも...

田岡会長：そうですか。

長原委員：ええ、きついんです。非常にきついんです。申し上げておかなければならないかなと思います。確かに今まで利用実績は相当あるのですよ。利用実績は確かにあります。ただ、金融機関によっては、預託を引き上げたからという理由かどうかはわかりませんが、今日の不良債権といいますか、つくりたくないという銀行の考え方ということももちろんありますでしょうが、制度融資といえどもなかなか決算内容、それから今までの取引状況というようなことが、やっぱり窓口の時点では大変大きな問題となって、結構厳しいという状況にあることも、現状としてあるということは報告しておかなければならないのだろうなというふうに思います。

預託の関係が、果たしてそれではそれを解決するかどうかというのは、これはまた別問題でして、それもまたよくわからない面がありますが、いずれにしても今後預託ということは考えられないのですよね。銀行の関係がありまして、無理なのですよね。ですから、制度自体としては、これは全体として確かに包含をされるということになるのだと思います。しかし、実際の運用面でどうなるかということ、それは現実的には大きな変化が生まれる可能性はあるというふうには思います。

以上です。

田岡会長：どうですか、酒井さん、ご意見ございませんか。

石狩に包含するという提案をさせていただいている視点から、実際に制度がどんなふうになっているかというようなことを。

酒井委員：厚田村と似たような制度は石狩市には、一番下の方に書いてありますが、小規模活性化資金というのがございまして、従業員20人以下の小規模会社にお貸ししている制度なのですが、500万円以内で、実質無担保、無保証と同じような感じでございまして、我々が俗に言う駆け込み寺資金なのですが、これで見ると厚田村の資金と大体似通って、簡単に資金が借りられるというような制度がございまして。これはもう既に平成7年から、たしか460件ぐらい実行されておまして、その金額は大体25億円だったか、26億円だったかな、課長。大変利用されている制度が石狩市で用意されております。

上につきましても、中小企業特別融資、これについても随分市が金利を負担していただきますので、最近特にこの不況下の中では大変活用されている制度でございまして、この3つがありますと十分に厚田さん、浜益さんのが網羅できるのではないかなと、そのように私は感じております。

大山委員：今の説明で酒井会長にちょっとお聞きしたいのですけれども、今私も厚田と浜益の商工会で合併を考えております。その場合、石狩商工会議所に当然入っていないわけですから、それでもその制度を商工会議所に持ち込んで活用できるかどうかということだけお答えください。

酒井委員：商工会さんと同じで、会議所も会員以外の方も同様に取り扱わなければならないことになっておりますから、それは十分可能でございますので、ご安心いただきたいと思っております。

田岡会長：金利は安い方がいいというのが答えですよね。ただ、ここのところは、現実にと考えると、安ければいいという論理だけでこの制度をとというのはなかなか難しいと思います。そして、実際に石狩の制度というものは、逆に今非常に、その制度そのものが私たちの行政改革の対象にせねばならないという議論が起きているぐらい間口が広くて、そして垣根が低い制度だというふうに評価されております。

したがって、これをさらに金利面で優遇措置をして、全体的平準化を図るといふか、そういうことについては、実際私、結論めいた話を、ここの立場ではなかなか言わないことを気をつけていますが、ここへの金利だけについては、やっぱり何とか石狩のこの仕組みの中でご理解いただくようお願いしたいと思います。それでないと、ここのところで金利が1%安い、2%安いという話をやると、エンドレスの議論で、制度の本質論から基本的に違ってくのではないかと。ですから、そこのところは、幾ら時間をかけても実は答えの出ないところです。答えは、安い方がいいというのが答えだと思いますので、この辺はぜひご理解いただければなというふうに思います。

成田委員：別に私、会長に盾突くわけでも何でもありませんけれども、私、この制度そのものというのは、中小企業の育成という部分から、基本的にはほとんど金利ゼロでもいいなと。私の考えでありますけれども。これはそういうふうに思っております。当然その融資によって、その企業が再生され、活性化されていけば、当然経済そのものも大きく動くだろうと。雇用促進の場にもつながってくると。その観点からいきますと、この金利等についてはほとんどゼロでも私は構わないと、そのぐらいの気持ちを持っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

田岡会長：そういう意見があったという形で理解させていただきます。

専門部会（加藤）：すみません、会長、先ほど金利の話が出ていましたので、ちょっと参考までに、調べられましたので。

石狩市の方の中小企業特別融資の部分でございまして、長期プライムレートが現在1.8%ということで、1年を超える借りに対しましては0.5%の加算ですので、2.3%の年利となります。ただし、これに対しまして、この制度の部分については2%の利子を市が利子補給してございます。したがって、借りられる事業者が支払う実金利の部分については、現在0.3%というふうになっておりますので、ご報告させていただきます。

成田委員：わかりました。

田岡会長：そのほかにもございせんか。

はい、どうぞ。

長原委員：話題は変わってよろしいですね。52ページの勤労者等関連資金の貸付についてですが、先ほど事務局のご説明で緊急生活資金、これについては石狩市の社会福祉協議会で実施をしているというご説明でございました。確かに石狩市は社会福祉協議会で、これを実施しているところでございますが、

限度額は5万円なわけです。それ以上ということになりますと、道の福祉基金ということになるわけですが、濱益村さんの制度を見ますと、20万円以内ということになっていて、現下の社会的な生活状況からすると、5万円というのがいかなものか。もう少し引き上げを図れないかということで、再三私も社会福祉協議会にもお願いをしたところですが、現在のところその意思はないというお返事をいただいておりますところで、全く同一の制度ではないので、20万円というのは大したものだと思いますが、20万円にはいかないとしても10万円程度ということで、今後の検討課題としてもあるなという感じを持っておりますが、どうでしょうか。

田岡会長：まさに答弁調整のために、若干休憩をお願いいたします。

休憩いたします。3時半から再開いたしたいと思っておりますので。

(休憩)

田岡会長：それでは、会議を再開いたしたいと存じます。

事務局から説明させていただきます。

専門部会(向井)：福祉部会の濱益村の向井と申します。

ただいま長原委員の質問にお答えしたいと思います。北海道の生活福祉資金というのがございまして、これは社会福祉協議会が包括するところがございますが、当然生活資金のほかに住宅資金とか、あるいは身障者の資金とか、いろいろなものがございまして、生活資金に限って申し上げますと、所得階層によっても変わってまいります。一つの例をとりますと、大体月額6万8,000円程度というのもございます。それらを含めた中で石狩市の、先ほど長原委員がおっしゃいました5万円以内というのも含めながら包括してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いを申し上げます。

田岡会長：5万円については、私がここで今答えていいかというの、また疑問には思うのですけれども、さまざまなこれまでの議論がありました。それから、やっぱり現実、現代の生活様式からいって、5万円の窓口で充足をするのかという議論は、確かにあることはあります。しかし、ここの制度を活用する目的からいくと、天井を高くするというのもまた、これは問題があるのではないかとというふうに一方で考えますので、最終的には運行する人格において決定すべき問題ですが、市としては、やはり現行の仕組みで当分はやむを得ないという判断は、私市長としての個人では考えておりますけれども。

長原委員：私が申し上げたいことは、濱益村で行われている制度の趣旨と、先ほど事務局の説明では石狩市でも社会福祉協議会、同じような制度ですよというご説明でありましたが、実際の対象者ですとか、実際の運用面、また制度の趣旨、目的という点からすると、かなり違いますよということを私は申し上げたかったのです。つまり、もちろん限度額も違います。同時に道の生活福祉基金というただいまのご説明もありましたが、確かにそれがあのですよ。しかし、実際運用で言いますと、それはかなり混んでいまして、申し込んでから相当、1カ月なら早い方で、2カ月、3カ月という期間を要すると。また、手続的にもなかなかいろいろ面倒な問題も出てくるということになります。

それで、いわゆる緊急生活資金というような意味合い、目的からすると、言葉としては確かに包括するといえますけれども、実際の運用の内容としては相当違ってくるのではないかと。私は、濱益村さんで現在この緊急生活資金というのが、どの程度、どういった方にご利用されているのかというまでの詳細な実態は承知をしておりますけれども、一定の方がやはりこういった資金を必要とし、また、そのことによって年間の生活サイクルを維持されているというお話もお伺いしておりますので、そういった趣旨からすると、石狩市の制度に合わせた場合に、場合によっては支障が生じるということも考えられるのではないかとすることを指摘しているわけでありまして。

したがって、もう少しこれはいろいろな角度で考えてみたらどうかと。検討してみる要素を持っているのではないかということをお願いしたいわけでありませう。

以上でございます。

専門部会（向井）：先ほど申し忘れましたけれども、本村で借入れを受けている方は、現在1名でございます。

以上でございます。

田岡会長：ほかにご意見ございますか。

はい、どうぞ、大山さん。

大山委員：先ほど聞き漏らした部分がありますので、その部分について聞きたいと思います。

厚田村商工会と浜益村商工会で合併する、そういう協議に、1月から協議会をつくって協議をしようという話にはなっております。さらに、もし仮に厚田村商工会と浜益村商工会が合併した場合には、どちらが本所でどちらが支所になるかは、まだ今後の協議によりまますのでわかりませんが、もし2つの商工会が合併した場合に、どちらか一方に支所として駐在を認めていただきたい、ということなのでございます。それについてはご理解いただけるとは思いますけれども、とりあえず皆さんのいる中で、それは私の口から明らかにしておきたいと思っております。

田岡会長：今までの経過の中で答えられるの。説明できますか。

専門部会（加藤）：ただいまの商工会の合併に伴う支所・本所の所在の関係でございますけれども、専門部会の中におきましては商工会・商工会議所の合併の部分については、今回の合併特例法第16条によりまして、合併に向けての働きかけを行うという部分にとどまる部分でございます。したがって、それを合併されるかどうかの部分についてはお互いの、各団体の自主性に任せるということでございますので、これから合併に向けての議論の中でもって、所在地等の部分につきましては協議され、決定されるものというふうな部会の中では整理されております。

以上でございます。

田岡会長：少なくとも、ここで大山委員のご意見を確認するとかそういうことではなく、そこまでここに権限はございません。そういう議論がされたということは当然会議録に残ります。

そのほかございますか。

長原委員：浜益村において現在の利用者は1名ということですが、過去の利用状況はどのようなのですか。その程度ですか。年1人ぐらいなのですか。それならそれでもいいですし、制度の趣旨・内容というのは少し違うということをお先ほどから申し上げているわけで、その点だけ申し上げて、それでもいいのだというのであればそれでいいのですが、石狩市民としてもこれを引き上げてほしいという要望があるのは事実でございますので、その点も問題提起だけはさせていただきます。状況だけお聞かせください。

専門部会（向井）：ただいまの貸付状況でございますけれども、過去1件ずつでございます。

田岡会長：これどういう意味。毎年1人ずつという意味。過去、トータルで。

専門部会（向井）：12年度、13年度、14年度と1件ずつでございます。

田岡会長：それでは、協議第8号について、大体議論が出尽くしましたので、事務事業の商工業関係について協議を終えたいと思っております。

事務局提案の形で確認をしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

田岡会長：それでは、ご異議がございませんということで、そのとおり取り計らわせていただきます。



次に、協議第9号 各種事務事業の取り扱い（観光関係）について協議をいたします。

事務局より説明をいたします。

事務局（中村）：説明に入ります前に、協議調書と現況調書に訂正箇所がありますので訂正願いたいと思います。まず、協議調書であります、56ページ、3、補助金等の2段目、産業振興奨励補助金の説明のうち、先ほどの商工と同じなのですが、厚田村と浜益村の内容の中の「団体又は個人が行う産業の振興」とあるのを「又は個人」を削除しまして、「団体の行う産業の振興」と直してください。

それと、次、現況調書の方の102ページになります。一番右の欄、上記区分及び時期を選択した理由を記載する欄があるのですが、その2段落目、「補助金については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。」となっておりますけれども、「補助金については、合併後に新市において調整する。」と訂正願います。

それでは、協議第9号、協議項目26-4-7、各種事務事業の取り扱い（観光関係）についてご説明いたします。

主な内容を56ページの個表で説明いたします。

1、関係団体（公共的団体等）につきましては、現在3市村それぞれに観光協会がありますが、合併時に事務事業を統合するに当たり、観光協会に対しては、新市の一体性の確保のため、統合を働きかけていくこととしております。

2、関係団体（協議会等）につきましては、3市村とも同じ団体に加入しているものや、厚田村及び浜益村のみが加入している団体がありますが、石狩市の加入団体は引き続き加入するものとし、厚田村及び浜益村の加入団体は脱退するものとしております。

3、補助金等ではありますが、観光協会補助金につきましては、観光振興は新市におけるまちづくりの主要施策の1つとなっていることから、合併後に新市において調整するものとしております。

産業振興奨励補助金については、3市村において大きな差異がないことから、一体性を考慮し、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしします。

産業振興資金貸付については、厚田村と浜益村にある制度であります。産業振興に係る事業を行う団体に対し貸し付けすることができるという内容でありまして、観光分野だけではなく、農林漁業を初めとする産業全般に関わってくる制度となっております。観光に関係する部分としては、合併時に再編するものとしております。

57ページに移りまして、4、海水浴場管理運営事業ではありますが、個人開設の厚田村を除き、公設の石狩市と浜益村の事務内容に大きな差異がないため、一体性の確保に努め、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。ただし、駐車料金については、利用施設の状況に違いがあることから、現行のとおりとしております。

5、その他観光関係事業については、観光施設の維持管理やフィルム・コミッション関係事務などがありますが、3市村において大きな差異がないことから、一体性の確保に努め、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

これらのことから、55ページに戻りまして、調整の内容ではありますが、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。観光協会については、新市の一体性の確保のため、統合を働きかけるものとし、補助金については合併後に新市において調整するものとする。海水浴場管理運営事業における料金体系については、現行のとおりとするとしております。

以上、協議第9号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：引き続き、先ほどの質問について。

専門部会（秋村）：経済産業専門部会観光班の厚田村の秋村です。よろしくお願いします。

先ほどの大山委員の質問についてお答えしたいと思います。

まず、1つ目の特産品開発促進協議会の関係でございますけれども、これにつきましては、厚田村からの補助金がほとんどを占めまして、構成団体としては農協、漁協、商工会、森林組合というもので構成しております。内容としては特産品の開発、特産のPR等を実施しているわけですが、先ほど申し上げましたように村の方の補助金が大きいものですから、仮に厚田村がこの団体から脱退した場合については運営が困難だというふうに考えております。

それから、2つ目のふるさと祭り等のイベントの部分ですが、これらについては、それぞれの観光協会が主体的に行っているイベントでございますので、それらの団体の考え方によって今後統一されたり、それぞれで実施するということが、それぞれの団体において決定されるものというふうに理解しております。

以上です。

大山委員：今の説明でわかったようなわからないようなのですけれども、例えばそれぞれ観光協会が一本化された場合は、その団体で話し合いをして決めるということなのでしょう。例えばその会員になるための、個人でもだれでも入れるのでしょうかけれども、間口がきちんと広がっていて、そういう例えば、どういう会議で決めるのかわかりませんけれども、今までふるさと祭り、あきあじ祭りをやっていた厚田・浜益におきまして、やっぱり地域住民はそういうことを存続してほしいという、そういう要望が多いですね。そういうことにつきましても、新しい一本化された観光協会で、当然話し合いの俎上には上ると思いますが、今日参加されている委員の方々、特にそういう関係に所属するようになる方もおられると思います。ぜひとも、今までやられておられたこういうお祭り事業は、各地で、今までやってあったところで今後も継続していただけるよう、委員の皆さんにも働きかけをお願いしたいと。

それから、さっきの特産品のことでございますけれども、もし今のこの団体で今後無理だということであれば、産業振興育成、観光産業の発展、そういう観点から、どこかの部門に包含してでも何とか存続し、今後の発展につなげるような考え方、そういうものをとっていただけないのでしょうか。その辺についてお話をお願いいたします。

専門部会（加藤）：部会の方からただいまのご質問にお答えさせていただきます。

観光イベントの部分について、それぞれのまちにある部分について今後どうなるのだろうという部分でございますけれども、まず、現在観光イベントの部分については、1市2村とも観光協会を通じてそれぞれ実施されてきているところでございます。観光協会の部分につきましては、先ほどの商工会議所・商工会と同様に、団体の方については、合併するしないは団体の自主性に任せるものの、合併に向けての働きかけは行っていくという部分はございますけれども、新市といたしましては、それぞれのまちにおけるイベントの部分につきましては、伝統文化という部分が十分ございますし、地域の特性等いろいろな部分から考えまして、新市といたしましては観光協会と連携する中で、そういった部分については今後の取り扱いについて協議しながら決めていくというふうになると思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

専門部会（秋村）：厚田村の特産品開発促進協議会についてお答えしたいと思います。

先ほど話しましたが、村が自主的に事務局も担っているといった現状もございます。この具体の扱いとしては、一応脱退するという扱いをしていますので、若干繰り返しになりますけれども、厚田村が

脱退した場合については存続は難しいと思いますけれども、ただ、やっぱりそれぞれの地域の特性やら特産品というのは大事にする必要があるという考えは、そのまま引き継がれるものというふうに考えております。

田岡会長：これについてももう少し話させていただきたいと思いますが、観光協会、イベント、地場産品の開発、それぞれ歴史を持っております。このことが基本的に約束されない発展性というのは、このことを否定した発展性というのではないと思っています。したがって、そのことはまず基本的に残る、ないしは今より発展するという仕組みをつくっていかないとだめだと。それをより具体的にするのが、まさに新市建設計画の中で、今まで、例えば極端な話をしますと、石狩で9月15日にさけまつりをやった日に、9月15日に厚田・浜益でさけまつりをやるということが、今までは調整がなかったことがされるとか、お互いにそれぞれの会場に赴いていくとか、いわゆる広域化という中で、非常にまた新しい面ができてくる。そのことができないような合併であったり観光協会の存在というものは、基本的にあり得ないというふうに私は理解しております。

それから、個々の問題の中で、協議会が存続するからしないからということではなくて、基本的には今の言った理解の中で新しい枠組みがつくられていくべきだというふうに思っております。

成田委員：どうも私理解度が薄くて大変申しわけありません。要するに、観光協会については合併するというか、そういう形にはならないで、今のところ単独でいけるということで認識をしていいのかどうか、それが1点と、特産品開発促進協議会、これ今の説明では村の補助金がすべてで、村が大きく関わっている部分でありますので、できないような話なのですけれども、これについても再度詳しく説明をいただきたいと思います。

田岡会長：まず、制度として、先ほどの商工会と同じく、ここで基本的な目指す方向は出しますと。限りなく統一に向かっていくべきだというふうな基本的な方向を出しますが、それぞれの人格において最終的に決定されますが、現実に補助金という制度を通していきますと、私どもとしては広域合併によるメリットも、むしろ広域化の中で大きな観光の発展性というものを志向していかなくてはならないと考えたときに、私はやっぱり観光協会というのは基本的に合併に向かって、そのメリットをつくり上げていくべきではないかというふうに思っておりますし、そういう議論がされてきたというふうに承知をいたしております。

それから、個々の地域の産物とか地場産品については、従来の手法が最善かどうかは問題としても、そのことをきちっと仕組みとして残さないとはだめだと思っております。協議会として残すのか、新しい枠組みをつくるのかというのは、むしろ新しい枠組みの中でその仕組みを考えていった方がいいのではないかというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

成田委員：考えるイコール残るということではないわけでしょう。

田岡会長：この中で、それは非常に観光協会にも関係の深い事業内容になりますので、むしろ私は新市計画の中でその議論を深めていった方が発展性のある議論ができるのではないかなと思っておりますけれども、ここで、会長、約束しろとか、みんなで確認事項になるということよりは...

成田委員：いや、だから、言っていることはわかるのさ。だから、これが現実に新しい枠組みの中で、これがそうしたら特産品の開発、厚田の名前が仮にあるないにかかわらず、特産品開発促進協議会的なそういう部分で果たしてこれが形成されるのかどうかというのは、これはわからないわけでしょう。

田岡会長：機能は残さないとはだめだと思っております。

成田委員：それが確約できるのかどうかというのが疑問なわけで、これは厚田村としては残してほ

しいという要望があるわけですから。

田岡会長：ですから、それは新市計画の中で具体的な仕組みとして出すというのが1つの…

成田委員：そういうふうになると議論にならないのさ。それだったら持ち帰って、私どもも検討させていただきたいと。

これはやっぱり大きく、厚田にかかわる大きな部分だから、これがあるないではね。確約できるのならいいよ。

田岡会長：何を確約しますか。

成田委員：いや、だから、特産品の開発の部分で、新しい枠組みの中でできますよというね。確かにできないのかもしれないけれども、ここでなくしてしまうのだったら、かなり厳しくならないかいと。新市において、これを新しい枠組みでといったって、ならないかもしれない。ここで言っているだけの話だから。

牧野副会長：成田委員、だから、この具体的な取り扱いの中の注釈を何かもう少し改めなさいということ。言っている意味は、ここで約束させるとかなんとかではないから。だから、この特産品開発促進協議会の場合の「加入団体は脱退するものとする。」というふうになっているから、これをもう少し検討してくれということかな。

成田委員：それをいじってくればそれでいいということさ。

牧野副会長：そういうことだね。わかりました。

田岡会長：成田委員、この56ページの具体の取り扱いに、厚田村・浜益村が編入合併されたときに、この厚田村特産品開発促進協議会だけを存続するという事は、仕組み上、まず無理です。それで、実質的にこの機能をどう残すかという、その担保機能というか、保証機能を、具体の取り扱いの中に追記するという形でいかがでしょうかね。さらに文字を加えて、そのような形のものを書き入れると。

ここは、極めて事務的な整理の分野ですので、狭い意味のことしか書いていないのですね。簡単に言うと、合併して、なくなったら、その戒名かいみょうがなくなるのだからこの協議会はなくなるのだというぐらいの考え方で、実は根本的な機能をどう残すかというところまで、このところで議論していない、する場所ではないというふうに考えているのですけれども、そのようなご意見もございますので、このところに機能保証といえますか、機能的な面を残すということを書いたらいかがでしょうかね。それでよろしいですか。

全体の議論の中で、厚田村の委員が懸念された問題について、追記するという形で基本的に整理したいと思いますが、その内容については事務的に厚田村とよく詰めさせていただきまして、次の協議会で報告をさせていただくという形で整理をさせていただきたいと思います。

そのほかに何かご意見ございますか。

どうぞ。

工藤委員：海水浴場管理運営事業であります。この中で、「料金体系については、現行のとおりとする。」となっております。この文章のとおりいきますと、例えば駐車料金の改正だとか駐車場の創設、それから海水浴場の開設等、今後できなくなるのではないかと、そういう私は心配をしているのでありますが、この文章でいきますと、そのように解釈してよろしいのですか。

専門部会（秋村）：お答えします。

この「料金体系については、現行のとおりとする。」ということにつきましては、現在のそれぞれの施設の料金をそのまま現行のとおりとするという扱いでありまして、今後整備あるいは造成等で新たな施設

が発生することは、十分将来に向かっては考えられることと思います。

工藤委員：海水浴事業というのは、非常に天候に左右される事業であります。そして、北海道ではわずか40日足らずの事業であります。それで、長期予報等を勘案いたしまして、料金等の改定もあり得るということを十分考慮に入れて、この現行のとおりというのは非常に引かかるわけですよ。私どもの浜益村でも料金の改定等を検討しているところでありますが、いかがなものでしょう。

田岡会長：これは、合併時における一断面といいますか、ひとときをとらえてこのような形にしておりまして、制度の改変について以後認めないということではないということですから、海水浴場の開設、あるいは駐車場の拡大とか新たな開設とか料金の改変等については、通常条例が改正されるように、要件さえそろって、そして議会の同意がいただければ、その手続を否定するということではないと。現行のとおりするというのそういう意味であって、将来の改変まで否定するというものではないということです。

工藤委員：そうしますと、この最後の文章の「現行のとおり」ということは、きょう今日のことでないということでしょうか。

田岡会長：いや、きょう今日こういうふうになっているので、合併時においてこういうふうにするという話。この背景の中には、統一料金にしようという話も当然あったと思いますが、それぞれ施設能力が全然違いますので、無理やり一元的に料金体制をするということは、やっぱり合理的ではないということから、こういう形でそれぞれの現体制を当面維持するのだということだということにご理解いただければと思います。

工藤委員：了解しました。

田岡会長：はい、どうぞ。

神田委員：それでは、53ページの温泉施設の維持管理関係につきまして、事務当局の方にお聞きしたいと思います。

田岡会長：第8号のところでありますけれども、終わったからといって聞きませんというわけにはいきませんので、確認は確認とさせていただきます。

神田委員：協議第9号ということで、観光関係というふうになっておりますけれども、この中に温泉も入っておりますけれども、そういう関係で私は9号の方で今質問したのですけれども。

これ議案が9号の方に入っているのですよ。

田岡会長：つづり間違いですか。

神田委員：つづり間違い。

田岡会長：それは大変失礼しました。

わかりました。済みません。どうでしょうか、神田さん、1回9号の件を終わった後で、もう一度発言

...

神田委員：はい、結構です。

田岡会長：ほかに何かございませんでしょうか。

(なしの声あり)

田岡会長：ないですか。

それでは、協議第9号の各種事務事業の取り扱い(観光関係)について、事務局の提案どおり取り決めるということによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

田岡会長：それでは、そのとおり確認をさせていただきました。

それでは、どうぞ。

神田委員：1枚多く入ってあったものですから。

それで、そんなに難しいことではないのですけれども、温泉の関係で施設の開館時間、これは合併時に石狩の制度に合わせるものとするということで、ただし、料金体系は現行のとおりとするとありますけれども、ここで、この場で確認したいのは、開館時間が石狩の制度に合わせるとすれば、こういう浜益村のやつが全部なくなって、石狩の10時から22時になるのか。それから、印の休館日、毎月第2火曜日、第4火曜日、そういう関係になるのか。それから、管理形態は、石狩の場合は株式会社石狩振興公社へ委託となっておりますけれども、この管理形態までが全部石狩の制度に合わせるものかどうか。これだけ確認したいと思います。

専門部会（加藤）：それでは、私の方から答えさせていただきます。

まず、管理形態の部分でございますけれども、ここにも記載のとおり、一体性の確保という中でもって、石狩市が管理しているところに委託という部分が理想だとは思いますが、この部分については、本年の9月1日から施行されております自治法の改正に伴いまして、合併時におけます管理の部分につきましては、管理先は未定でございますけれども、ここに書いてございます料金体系等も含めまして、地域的な部分の、地域の特性ですとか、これまでの設置の経過だとかいろいろな要素がございますので、開設時間等の部分についても含めて現行のままというふうにご理解いただきたいと思います。

田岡会長：逆に、合併時に石狩の制度に合わせるものは何なの。

専門部会（加藤）：いろいろあるのですけれども、例えば利用の料金の部分等がございます。

田岡会長：料金は合わせないと言っているじゃない。

専門部会（加藤）：いえ、料金制といえますか…。

清水事務局次長：私の方からご説明いたしますと、合併時に石狩に合わせる管理の分といいますのは、業者へ委託する方式、これはいろいろな方式がございますけれども、今のところ石狩では利用料金制度というふうなものを、それを委託先の業者が料金のある一定の範囲内で決めて、その中で出てきた収支をとって自分で運営するという、そういう管理運営形態を法律上できる形となっております。そういった、それを利用料金制度と言っておるのですけれども、その制度を同じような仕組みとして浜益村の温泉の中でもやっという。運営先が自分たちの条例で決めた上限の料金の範囲内で料金を設定しながら、収支をとりながら運営を行っていくという、そういう制度でございます。

そのやり方は、石狩市の温泉であれば同じような形をとらなければならない。ただ、委託先については、またこれ、今のところは公社の方に石狩市はやっておるわけでございますけれども、それ自体をどうするかどうするかというのは、それは新市になって委託先がどこになるかというのは、また別問題でございます。

自治法が改正になりまして、平成18年度から、別に三セク的なところではなくても、どの業者においても委託先としてするということが、その利用料金制度をとることが可能となっております。現在は、自治体が出資しているような公的な機関でなければ、利用料金制度はとることができないことになっておるのですけれども、そういったことが法改正が行われて、どのような企業でも委託先となることができるような形にもなってきます。それは、ですから新市になってから、どちらの方にするか。当然、条例の中で規則などに従って決定されていくという形と考えておりますので、そういった制度運用の面について石狩に合わせるという形で考えておりますので、よろしくお願いたします。

神田委員：今の説明で、おぼろげながらわかってきましたけれども、そういうあれですと、今この議案

にありますけれども、合併時に石狩の制度に合わせるものとする、ただし、料金体系についてはということで、先ほど質問しましたら、何も変わったところがないと。現行のままでいいというようなことで受けとめたのですけれども。そうしたら、これ、うちの場合は直営でやっております。そうしたら、先ほど説明の中では、独立採算制というようなことを加味して言われているのかなというふうに思いましたけれども、これを今後合併後には、これはやはり管理運営形態、それは独立採算制に持っていくとか、そういうような考えがこの文言の中に意図しているのかどうか。

専門部会（佐藤）：浜益の産業課長の佐藤です。よろしくお願いたします。

現在の運営形態につきましては、今、神田委員さんの方から直営というお話がございましたけれども、委託でございます。その中で...

神田委員：直営でしょうや。直営して、管理を委託だけしているのであって、村で予算を持って全部やっているでしょう。

専門部会（佐藤）：だから管理委託です。

神田委員：いや、だから、直営でしょう。村が全部予算を持って、そして、ただ管理の分は民間に委託しているだけであって、収支予算は全部村の予算で賄っているでしょう。そういう意味を言っているの。

専門部会（佐藤）：失礼しました。管理の件について、私の方からは委託をしているという形を言ったところなのですけれども。

神田委員：私の質問は、将来、自治法の改正から何からあるということで、民間のところにもできるという話を聞きましたけれども、そのときに、今までは浜益村の場合は、浜益村の予算の中で収入も得て、そして支出の場合も管理委託とかそういうものは民間にさせて、そして全部村予算の中で処理してあったのですけれども、石狩さんの場合は振興公社の方へ委託して、振興公社の方で収支のバランスをとっているというふうに私は解釈しているのですけれども、そういうことを将来浜益村の方にも、そういうようなことで石狩市の制度に合わせるものとするという段階で、そういう意図を含んでいるのかどうかということなのです。

清水事務局次長：お答えしますと、浜益の場合、現在直営制となっております。石狩の制度は、先ほど申したように利用料金制度として全部運営の部分はお任せするという形となっております。ですから、合併時に石狩の制度に合わせるというのは、直営ではなく、浜益の部分についても全部運営していただくという形で委託すると。そういう委託の方式になるという形で言っております。

そして、委託先が、先ほど言いました独立採算制という形をおっしゃってございましたけれども、その点については、その委託先の業者が、やはり独立採算をもとに、つまり、逆に利潤を上げることを目的としてやるという形をとるのではないかと思います。そこで赤字が出てきたりなんだからどうするかとなると、それは先のことでございます。その中で自分たちが、どうしてもそれでは運営ができないとなったならば、料金を変えるのか、もしくは運営を、その委託をあきらめるのか、そういう話で議論の対象となっていくのではないかと考えておるところでございます。

ただし、ただし書きのところの「料金体系については、現行のとおりとする。」というのは、それは今のところでは独立採算は浜益村の温泉はできるのではないかと、試算的にはなっております。ですので、その部分については、当分の間やっただけという形で考えているというところでありませう。

神田委員：わかりました。

ただ、たまたまそういうような突っ込んだ説明がなかったものですから、全然今、独立採算制とかそういう関係が、我々の頭の中には全くなかったのです。ただ、石狩の制度がそういう制度だということ自体

もわかりませんでしたし。そういうことで、先ほどもうこれはよしということになってしまいましたから、今さら私がどうこう言っても始まらないと思いますけれども。ちょっとこの関係につきましては、もうちょっと、文言だけではなく、そういうような体制になりますよということを詳しく説明していただきかったなというふうに考えます。

以上。

田岡会長：神田さん、今非常に事務局、限られた範囲の中でしか答えが出ていないので、なかなかわかりづらいと思いますが、基本的に直営方式をもって運営するというのは、極めて困難性が高い事業であるということで、限りなく収益性というものを追求しながら、一方で地域の料金というのが、もう厳然としてあります。そういったものについては、条例において料金設定が基本的にされていくということなので、もうけ主義でどんどん、どんどん一方的に、収支バランスをとるから上がるのだというふうに言うことではないことはご理解していただければというふうに思います。そういう意味で、極めて寡徳的な対応をこのところで表現しておりました。事務局の舌足らずの面、本当に申しわけないと思っております。

はい、どうぞ。

坪田委員：今の件ですけれども、例えば24ページの保育の方の個表なんかだと、保育時間は保育時間で、このように制度に合わせるとか、細かく具体の取り扱いのところが分かれていますよね。それで、今ご質問あったのは当然だと思うのですよね。私たちも見たら、開館時間は合わせるのだなと思っていました。というか、具体の取り扱いの書き方が非常に乱暴ではないかと。直した方がいいのではないのでしょうか。開館時間は開館時間で区切って、「現行どおりとする。」、それから、管理形態のところは管理形態で区切って、「石狩市に合わせる。」とか、料金のところはまた区切って、「現行どおりとする。」というふうにししないと、やはり今のようなご質問は当然ではないかと思いました。

田岡会長：どうでしょうか、いったん確認させていただいた話なので、基本的な了解は皆さんからいただいたというふうに理解をさせていただきます。そして、今お二人からの意見、ごもっともだというふうに思います。したがって、会長にちょっとこの取り扱いを、もう少し具体の取り扱いという表現に各委員の思うところを表現させていただいて、次の協議会において、この表現を整理させた上で、また提案させていただければと。確認はさせていただいたということで、そのように取り計らわせていただきます。

## 6. その他

田岡会長：それでは、本日は、以上が予定案件でございます。次の、次回第7回協議会の開催について、事務局からご案内をさせていただきたいと思っております。

工藤事務局長：次期開催につきましては、予定では12月の25日、年も押し迫っておりますが、12月25日、木曜日、午後1時から、石狩市の花川北コミュニティセンターで開催したいと思っております。議案につきましては、12月中旬ごろ送付したいと思っております。よろしくお願いいたします。

田岡会長：前回の会場はもう懲りましたので、違う会場で用意をさせていただきます。長時間にわたりましてありがとうございました。

どうぞ。

堀委員：済みません、終わりの挨拶に入られそう...、合併協議会のニュースのことなのですが、前回終わって6号が出ました。今回出たのですが、私これを見ると、表紙を見ると、市民の皆さんはすごく誤解するだろうなと思いました。どうしてかという、浜益は骨粗しょう症の検査を村民全員が対象としていましたよね。厚田と石狩は、年齢の区分はありましたが女性というところに対象者を限定し



ていました。それで、この表紙を見ると、骨粗しょう症1,500円負担がなくなるのだよみたいに書いてあるのですが、これ男の人なのですね。それで高齢者です。私が見るとそう見えましたので、石狩市の制度に合わせると、この方はきっと対象にならない方です。こういう表示の仕方というのはすごく誤解を与えるので、今後は気をつけていただきたいなと思いました。

以上です。

田岡会長：ご忠告ありがとうございます。最後に汗の出る思いでございます。

## 7. 閉 会

田岡会長：以上をもちまして、今日のすべてを終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

上記協議会の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成      年      月      日

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会長      田 岡 克 介